新宿区の人事行政の運営状況

令和５年11月
新　宿　区

目　次

Ⅰ　任免及び職員数に関する状況
1　採用選考の状況・・・

Ⅶ　分限及び懲戒処分の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

Ⅷ　服務の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40

Ⅸ　退職管理の状況
　1　退職管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
　2　再就職の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41

Ⅹ　研修の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

XI　福祉及び利益の保護の状況
　1　東京都職員共済組合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
　2　公務災害補償 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
　3　安全衛生管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
　4　特別区職員互助組合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
　5　新宿区職員互助会 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43

XⅡ　特別区人事委員会の業務状況
　1　職員の競争試験及び選考の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
　2　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況 ・ 53
　3　勤務条件に関する措置の要求の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
　4　不利益処分に関する審査請求の状況 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 58

新宿区では、「新宿区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例」に基づき、毎年、区の人事行政の運営状況などを区民の皆様に公表し、公平性・透明性の確保に努めています。

本冊子では、区の職員数や給与の状況、勤務時間等の状況のほか、23区が共同で設置している特別区人事委員会の業務状況についてお知らせします。

なお、新宿区では、別に国等の調査において職員数等を公表しており、これにあわせて本冊子内において一部、下記調査での公表数値を掲載しています。

・地方公共団体定員管理調査
・地方財政状況調査
・地方公務員給与実態調査

Ⅰ　任免及び職員数に関する状況

１　採用選考の状況

ここに掲載している採用選考は、任命権者が、特別区人事委員会から委任されて実施したものです。特別区人事委員会が実施した競争試験及び採用選考の実施状況は、「Ⅻ 特別区人事委員会の業務状況」に掲載しています。

（１）受験資格・日程

令和４年度

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格	採用時期	告示	第１次選考（筆記）	第2次選考（面接）	合格発表
福祉	Ⅱ類	無	20歳以上38歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者（令和5年3月31日までに資格取得・登録見込の者も含む）	令和5年4月1日付採用	令和4年7月5日	令和4年8月28日	令和4年10月18日	令和4年10月26日
技能Ⅵ（作業Ⅲ）	―	無	18歳以上35歳未満	―	令和5年4月1日付採用	令和4年10月5日	令和4年11月20日	令和4年12月17日	令和4年12月27日
福祉	Ⅱ類	無	18歳以上35歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者（令和5年3月31日までに資格取得・登録見込の者も含む）	令和5年4月1日付採用	令和4年11月4日	令和4年12月18日	令和5年1月19日1月20日	令和5年1月27日
技能Ⅵ（作業Ⅲ）	―	無	18歳以上35歳未満	―	令和5年4月1日付採用	令和5年2月1日	令和5年2月23日	令和5年3月4日	令和5年3月6日
歯科衛生（育児休業代替任期付）	Ⅲ類	無	-	歯科衛生士の免許を有する者	令和4年8月1日以降採用	令和4年5月16日	令和4年6月19日	令和4年7月1日	令和4年7月6日

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格	採用時期	告示	第１次選考（筆記）	第2次選考（面接）	合格発表
栄養士（育児休業代替任期付）	Ⅱ類	無	-	栄養士の免許を有する者	令和4年8月1日以降採用	令和4年5月16日	令和4年6月19日	令和4年7月1日	令和4年7月6日
事務（育児休業代替任期付）	Ⅲ類	有	18歳以上	―	令和5年4月1日以降採用	令和4年12月1日	令和5年1月15日	令和5年1月31日	令和5年2月3日
保健師（育児休業代替任期付）	Ⅰ類	無	22歳以上（22歳未満の者で学校教育法に基づく大学(短期大学を除く。）を卒業した者又はそれと同等の資格があると認められる者を含む。）	保健師の免許を有する者	令和5年4月1日以降採用	令和4年12月1日	―	―	―

参考　令和３年度

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格	採用時期	告示	第１次選考（筆記）	第2次選考（面接）	合格発表
福祉	Ⅱ類	無	20歳以上38歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者（令和4年3月31日までに資格取得・登録見込の者も含む）	令和4年4月1日付採用	令和3年7月5日	令和3年8月22日	令和3年10月12日 10月13日 10月14日	令和3年10月28日
看護師	Ⅱ類	無	45歳未満	看護師の免許を有する者（令和4年2月に行われる国家試験により免許取得見込みの者も含む）	令和4年4月1日付採用	令和3年10月5日	令和3年11月21日	令和3年12月22日	令和3年12月28日
技能Ⅱ（警備）	－	無	18歳以上35歳未満	－	令和4年4月1日付採用	令和3年10月5日	令和3年11月21日	令和3年12月16日	令和3年12月28日
福祉	Ⅱ類	無	20歳以上38歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者（令和4年3月31日までに資格取得・登録見込の者も含む）	令和4年4月1日付採用	令和3年11月5日	令和3年12月19日	令和4年1月26日 1月27日	令和4年2月4日
福祉	Ⅱ類	無	20歳以上38歳未満	保育士の資格を有し、都道府県知事の登録を受けている者（令和4年3月31日までに資格取得・登録見込の者も含む）	令和4年4月1日付採用	令和4年2月3日	令和4年2月23日	令和4年3月11日	令和4年3月14日
事務（育児休業代替任期付）	Ⅲ類	有	18歳以上	－	令和3年7月1日以降採用	令和3年5月31日	令和3年6月14日	令和3年6月19日	令和3年6月22日

職種	採用区分	国籍要件	年齢	資格	採用時期	告示	第１次選考（筆記）	第2次選考（面接）	合格発表
保健師（育児休業代替任期付）	Ⅰ類	無	22歳以上（22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又はそれと同等の資格があると認められる者を含む。）	保健師の免許を有する者	令和3年8月1日以降採用	令和3年5月31日	令和3年7月2日	令和3年7月2日	令和3年7月7日
事務（育児休業代替任期付）	Ⅲ類	有	18歳以上	―	令和4年4月1日以降採用	令和3年12月16日	令和4年1月17日	令和4年1月25日	令和4年2月3日
保健師（育児休業代替任期付）	Ⅰ類	無	22歳以上（22歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した者又はそれと同等の資格があると認められる者を含む。）	保健師の免許を有する者	令和4年4月1日以降採用	令和4年1月18日	令和4年2月21日	令和4年2月21日	令和4年3月1日
歯科衛生（育児休業代替任期付）	Ⅲ類	無	－	歯科衛生士の免許を有する者	令和4年4月1日以降採用	令和4年1月18日	令和4年2月21日	令和4年2月21日	－
歯科衛生（育児休業代替任期付）	Ⅲ類	無	－	歯科衛生士の免許を有する者	令和4年5月1日以降採用	令和4年3月10日	－	－	－

（２）実施状況

令和４年度

職種	採用時期	採用予定者数	申込者数	受験者数	受験率	採用者数	倍率
福祉	令和5年 4月1日付採用	35名	44人	36人	81.8%	17人	2.1倍
技能Ⅵ （作業Ⅲ）	令和5年 4月1日付採用	5名	86人	64人	74.4%	5人	12.8倍
福祉	令和5年 4月1日付採用	15名	46人	40人	87%	16人	2.5倍
技能Ⅵ （作業Ⅲ）	令和5年 4月1日付採用	若干名	37人	31人	83.8%	1人	31倍
歯科衛生（育児休業代替任期付）	令和4年 8月1日付採用 （8月1日以降の採用）	若干名	3人	3人	100%	1人 （1人）	※3倍
栄養士（育児休業代替任期付）	令和4年 8月1日付採用 （8月1日以降の採用）	若干名	4人	4人	100%	1人 （1人）	※4倍
事務（育児休業代替任期付）	令和5年 4月1日付採用 （4月1日以降の採用）	30名	116人	95人	81.9%	51人 （51人）	※1.9倍
保健師（育児休業代替任期付）	令和5年 4月1日付採用 （4月1日以降の採用）	若干名	2人	0人	0%	－	－

※は採用時期以降の採用者を含めた倍率

参考　令和３年度

職種	採用時期	採用予定者数	申込者数	受験者数	受験率	採用者数	倍率
福祉	令和4年 4月1日付採用	40名	57人	49人	86.0%	22人	2.2倍
看護師	令和4年 4月1日付採用	若干名	24人	21人	87.5%	3人	7倍
技能Ⅱ （警備）	令和4年 4月1日付採用	若干名	56人	38人	67.9%	1人	38倍
福祉	令和4年 4月1日付採用	15名	78人	56人	71.8%	12人	4.7倍
福祉	令和4年 4月1日付採用	若干名	9人	6人	66.7%	2人	3倍
事務（育児休業代替任期付）	令和3年 7月1日付採用 （7月1日以降の採用）	5名	37人	24人	64.9%	8人 （10人）	※2.4倍
保健師（育児休業代替任期付）	令和3年 8月1日付採用 （8月1日以降の採用）	6名	4人	2人	50.0%	0人 （1人）	※2倍
事務（育児休業代替任期付）	令和4年 4月1日付採用 （4月1日以降の採用）	若干名	15人	15人	100.0%	5人 （6人）	※2.5倍
保健師（育児休業代替任期付）	令和4年 4月1日付採用 （4月1日以降の採用）	5名	3人	2人	66.7%	2人 （2人）	※1倍
歯科衛生（育児休業代替任期付）	令和4年 4月1日付採用 （4月1日以降の採用）	若干名	3人	0人	0%	－	－
歯科衛生（育児休業代替任期付）	令和4年 5月1日付採用 （5月1日以降の採用）	若干名	0人	－	－	－	－

※は採用時期以降の採用者を含めた倍率

2　昇任選考の状況

ここに掲載している昇任選考は、任命権者が、特別区人事委員会から委任されて実施したものです。特別区人事委員会が実施した昇任選考の実施状況は、「XII 特別区人事委員会の業務状況」に掲載しています。

また、主任職昇任選考及び係長職昇任能力実証では、採用区分により資格要件が異なります。

（１）主任職昇任選考

令和４年度実施状況

区分	主な受験資格	選考方法	有資格者数	受験者数	受験率	合格者数	昇任率
種別A	別表①の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月末日現在、1級職に5年以上在職し、年齢41歳未満のもの	人事評価 勤務評定 筆記	364人	251人	69.0%	67人	18.4%
	参考　令和３年度実施状況		359人	257人	71.6%	66人	18.4%
種別B	別表①の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月末日現在、1級職に10年以上20年未満在職し、年齢50歳未満のもの	人事評価 勤務評定 筆記 研修	115人	49人	42.6%	3人	2.6%
	参考　令和３年度実施状況		114人	43人	37.7%	5人	4.4%
種別C	別表①の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月末日現在、1級職に20年以上在職し、年齢58歳未満のもの	人事評価 勤務評定 筆記 研修	25人	14人	56.0%	2人	8.0%
	参考　令和３年度実施状況		20人	8人	40.0%	0人	0.0%

（２）係長職昇任能力実証

令和４年度実施状況

区分	主な受験資格	選考方法	有資格者数	受験者数	受験率	合格者数	昇任率
種別A	別表①の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月末日現在、主任の職に在職する期間が5年以上で、年齢58歳未満のもの	人事評価 勤務評定 筆記 面接	567人	60人	10.6%	33人	5.8%
	参考　令和３年度実施状況		575人	65人	11.3%	31人	5.4%
種別B	別表①の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月末日現在、主任の職に在職する期間が7年以上で、年齢50歳以上58歳未満のもの	人事評価 勤務評定	237人	35人	14.8%	15人	6.3%
	参考　令和３年度実施状況		255人	42人	16.5%	16人	6.3%

（３）課長補佐職昇任能力実証

令和４年度実施状況

受験資格	選考方法	有資格者数	受験者数	受験率	合格者数	昇任率
別表①の職種の職務に従事する者のうち、令和5年3月末日現在、係長、主査又はこれに相当する職に在職する期間が7年以上で、年齢58歳未満のもの	自己申告 人事評価 勤務評定	86人	34人	39.5%	12人	14.0%
参考　令和３年度実施状況		96人	46人	47.9%	18人	18.8%

別表①

事務系：事務、社会教育　　福祉系：福祉、心理

一般技術系：土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究

医療技術系：診療放射線、歯科衛生、理学療法、作業療法、検査技術、栄養士、保健師、看護師

（４）技能主任職昇任選考

令和４年度実施状況

受験資格	選考方法	有資格者数	受験者数	受験率	合格者数	昇任率
別表②の職種の職務に従事する者で、令和5年3月末日現在、1級職に13年以上在職し、年齢58歳未満のもの	人事評価 筆記 面接	35人	11人	31.4%	5人	14.3%
参考　令和３年度実施状況		42人	13人	31.0%	5人	11.9%

（５）技能長職昇任選考

令和４年度実施状況

受験資格	選考方法	有資格者数	受験者数	受験率	合格者数	昇任率
別表②の職種の職務に従事する者で、令和5年3月末日現在、技能主任の職に4年以上在職し、年齢58歳未満のもの	人事評価 筆記 面接	71人	16人	22.5%	5人	7.0%
参考　令和３年度実施状況		84人	16人	19.0%	2人	2.4%

（６）統括技能長職昇任選考

令和４年度実施状況

受験資格	選考方法	有資格者数	受験者数	受験率	合格者数	昇任率
別表②の職種の職務に従事する者で、令和5年3月末日現在、技能長の職に3年以上在職し、年齢42歳以上58歳未満のもの	人事評価 面接	14人	1人	7.1%	1人	7.1%
参考　令和３年度実施状況		---	---	---	---	---

別表②　技能系：技能Ⅰ、技能Ⅱ、技能Ⅲ、技能Ⅳ、技能Ⅴ、技能Ⅵ
業務系：事務（業務）、業務

３　職員数（各年度4月1日現在）

（１）職層別正規職員数

（人）

令和5年度	職層	部長・参事	課長・副参事	うち重要困難課長	課長補佐	係長級	うち主査	主任	係員	合計	割合
	男	14	(9)	73	76	226	(66)	428	410	1,227	45.3%
	女	2	(2)	21	33	194	(54)	605	627	1,482	54.7%
	職員数	16	(11)	94	109	420	(120)	1,033	1,037	2,709	
	構成比	0.6%	(0.4%)	3.5%	4.0%	15.5%	(4.4%)	38.1%	38.3%		

令和4年度	職層	部長・参事	課長・副参事	うち重要困難課長	課長補佐	係長級	うち主査	主任	係員	合計	割合
	男	19	(9)	68	75	219	(65)	447	406	1,234	45.5%
	女	2	(1)	23	34	199	(60)	606	617	1,481	54.5%
	職員数	21	(10)	91	109	418	(125)	1,053	1,023	2,715	
	構成比	0.8%	(0.3%)	3.3%	4.0%	15.4%	(4.6%)	38.8%	37.7%		

※職員数は、他団体からの派遣職員（東京都・警視庁・消防庁）及び指導主事を含む。

※課長補佐には統括技能長、係長級には技能長、主任には技能主任を含む。

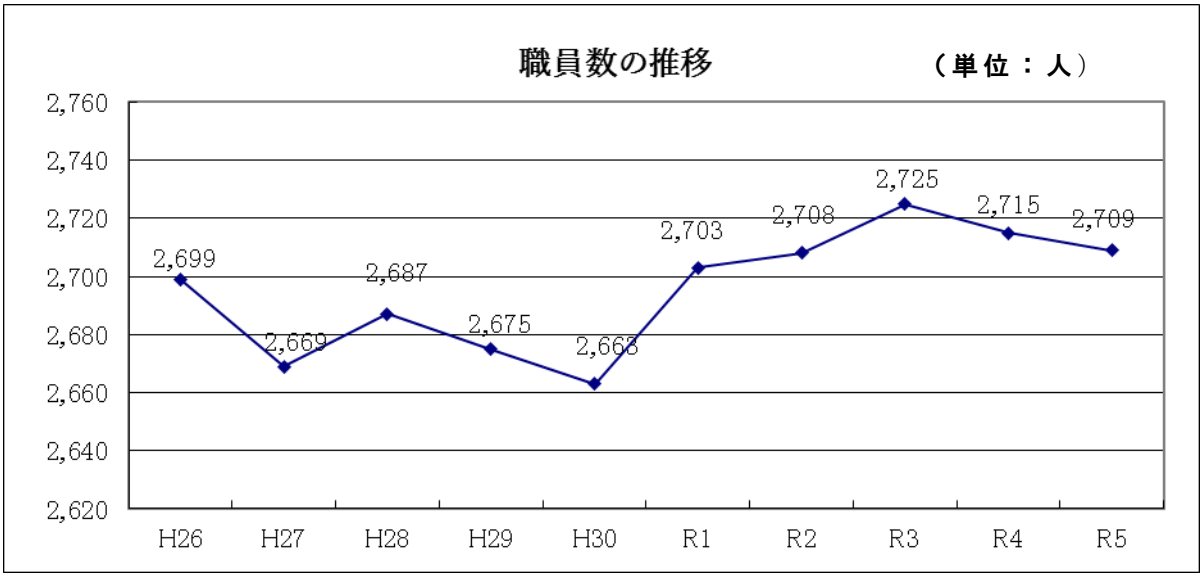

男女別割合

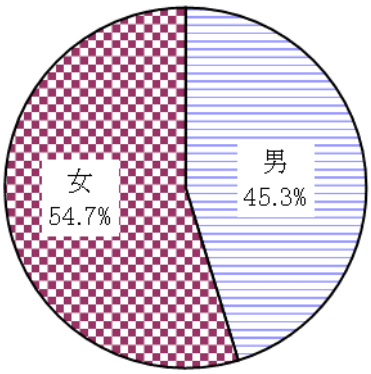

職層別割合

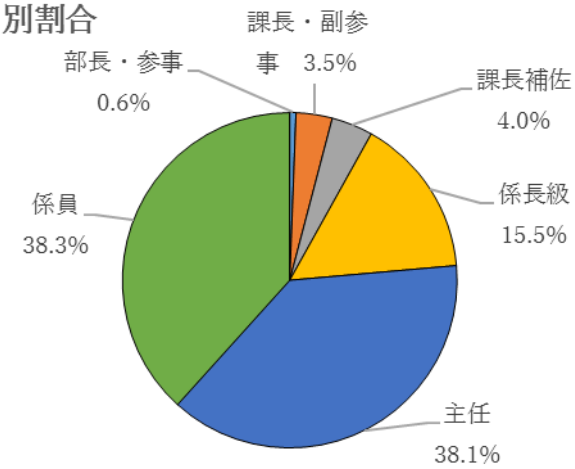

（２）組織別職員数【地方公共団体定員管理調査より】　　（人）

区分 部門			職員数 令和5年4月1日	職員数 令和4年4月1日	対前年増減数	主な増減理由
普通会計部門	一般行政部門	議会	16	15	1	育休任期付職員の増
		総務	467	459	8	基幹業務システム再整備及び戸籍法改正対応による増
		税務	100	97	3	育休任期付職員の増
		民生	1,074	1,052	22	児童相談所設置準備による増
		衛生	465	470	▲5	感染症関連業務の見直しによる減
		労働	5	5	0	
		農林	0	0	0	
		商工	21	20	1	育休任期付職員の増
		土木	279	281	▲2	職員配置の調整及び欠員による減
		小計	2,427	2,399	28	
	教育部門		267	269	▲2	学校用務業務委託による減
	小計		2,694	2,668	26	
公営企業等会計部門	その他		161	158	3	育休任期付職員の増
合計			2,855 [2,798]	2,826 [2,782]	29 [16]	

※職員数は、一般職に属する職員のうち、地方公務員の身分を有する休職者・再任用フルタイム職員・育休任期付職員などを含み、再任用短時間職員・臨時的任用職員・会計年度任用職員・被災地派遣以外の派遣職員を除いています。

※[　　]は条例定数の合計です。(休職、育児休業等の職員は、定数外となります。)

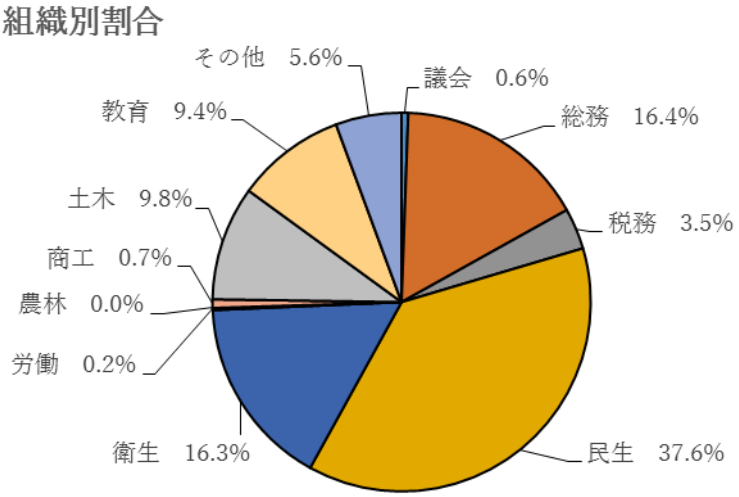

（３）職種別職員構成

・正規職員　　（人）

区分／年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和5年度	758	575	88	608	194	87	7	115	172	32	8	65	1,227	1,482
	1,333		696		281		122		204		73		2,709	
	49.2%		25.7%		10.4%		4.5%		7.5%		2.7%			
区分／年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和4年度	761	571	87	600	194	91	7	118	178	34	7	67	1,234	1,481
	1,332		687		285		125		212		74		2,715	
	49.1%		25.3%		10.5%		4.6%		7.8%		2.7%			

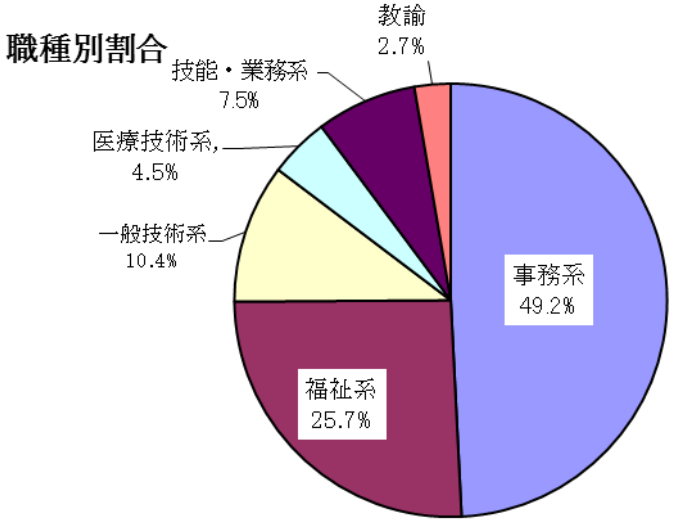

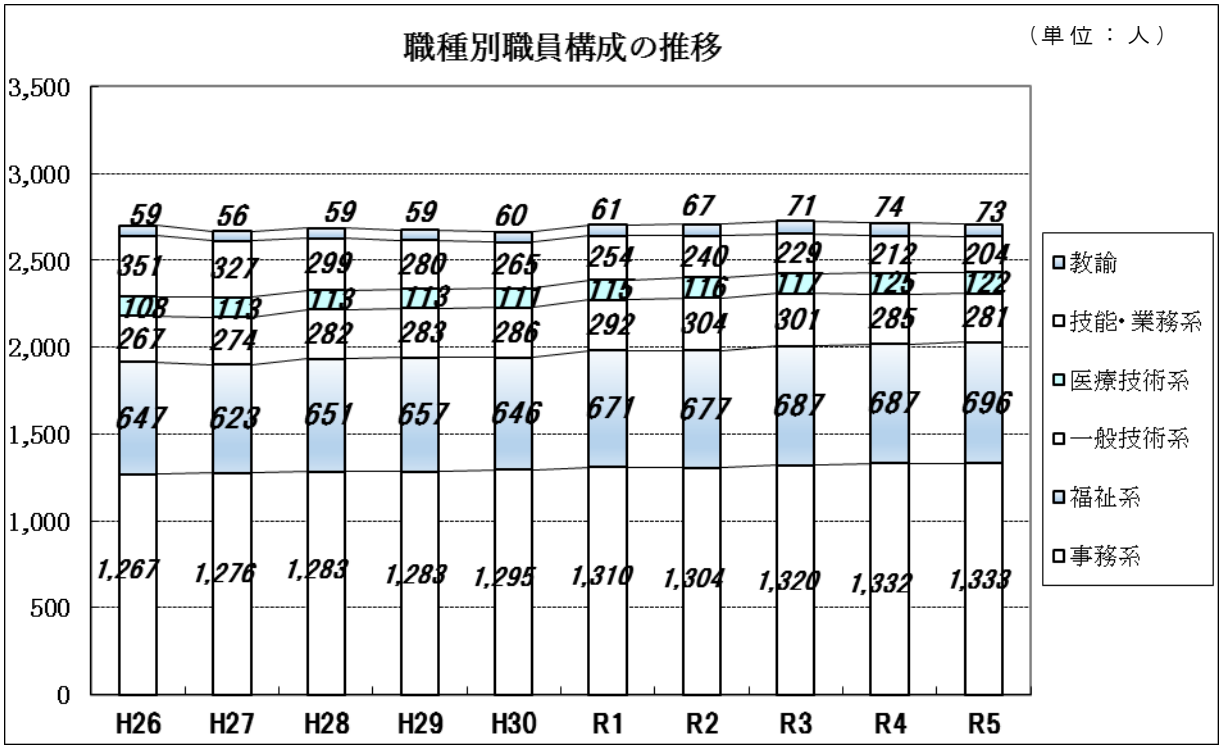

・再任用職員（フルタイム）　（人）

区分／年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和5年度	37	25	1	14	12	0	1	3	24	10	0	1	75	53
	62		15		12		4		34		1		128	
	48.4%		11.7%		9.4%		3.1%		26.6%		0.8%			
区分／年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和4年度	29	18	1	16	9	0	1	1	20	10	0	0	60	45
	47		17		9		2		30		0		105	
	44.7%		16.2%		8.6%		1.9%		28.6%		0%			

・再任用職員（短時間）　（人）

区分／年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和5年度	34	26	1	29	5	0	1	3	15	7	0	1	56	66
	60		30		5		4		22		1		122	
	49.2%		24.6%		4.1%		3.3%		18.0%		0.8%			
区分／年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和4年度	38	23	3	26	5	0	0	3	17	13	0	2	63	67
	61		29		5		3		30		2		130	
	46.9%		22.3%		3.9%		2.3%		23.1%		1.5%			

・育休任期付職員／育休臨時的任用教諭　（人）

区分／年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和5年度	13	17	0	0	0	0	1	1	0	0	0	4	14	22
	30		0		0		2		0		4		36	
	83.3%		0.0%		0.0%		5.6%		0.0%		11.1%			
区分／年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和4年度	8	12	0	0	0	0	0	2	0	0	0	4	8	18
	20		0		0		2		0		4		26	
	76.9%		0.0%		0.0%		7.7%		0.0%		15.4%			

※地方公務員の育児休業等に関する法律第六条に規定する職員をいう。

・臨時的任用職員／臨時的任用教諭　（人）

区分／年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和5年度	8	7	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	8	12
	15		0		0		2		0		3		20	
	75.0%		0.0%		0.0%		10.0%		0.0%		15.0%			
区分／年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和4年度	7	5	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	7	7
	12		0		0		1		0		1		14	
	85.8%		0.0%		0.0%		7.1%		0.0%		7.1%			

※地方公務員法第二十二条の三、または女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律第三条に規定する職員をいう。

・会計年度任用職員（フルタイム及びパートタイム）　（人）

区分／年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和5年度	100(1)	185	43	480	22	7	4	107	12	36	11	46	192	861
	285		523		29		111		48		57		1,053	
	27.1%		49.6%		2.8%		10.5%		4.6%		5.4%			
区分／年度	事務系		福祉系		一般技術系		医療技術系		技能系		教諭		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和4年度	96(1)	186	45	473	19	7	4	105	20	38	16	46	200	855
	282		518		26		109		58		62		1,055	
	26.7%		49.1%		2.5%		10.3%		5.5%		5.9%			

※職種については、正規職員の職種に基づき分類。

※フルタイム勤務の会計年度任用職員は、括弧書きの人数で内数。

（４）年齢別正規職員構成　（人）

区分／年度	20歳未満		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳～		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和5年度	0	1	194	349	419	413	245	319	327	360	42	40	1,227	1,482
	1		543		832		564		687		82		2,709	
	0.1%		20.0%		30.7%		20.8%		25.4%		3.0%			
区分／年度	20歳未満		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60歳～		計	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
令和4年度	0	0	195	342	413	417	230	310	354	378	42	34	1,234	1,481
	0		537		830		540		732		76		2,715	
	0.0%		19.8%		30.6%		19.9%		26.9%		2.8%			

※職員の年齢は、各年度末を基準日とする。

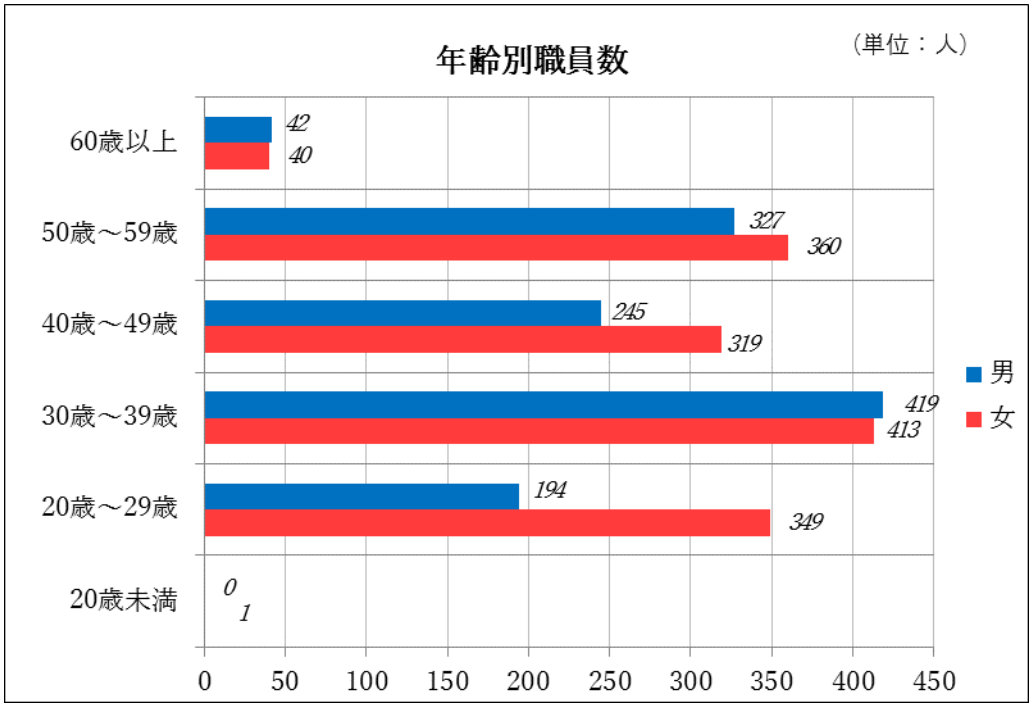

4　新規採用正規職員数（各年度4月1日現在）

（人）

職種・職務名	令和５年度	令和４年度	対前年増減数
一般事務（Ⅰ類）	47	46	1
一般事務（Ⅲ類）	12	14	▲2
一般事務（経験者）	13	12	1
福祉（Ⅰ類）	6	6	0
福祉（経験者）	4	1	3
保育士	33	36	▲3
心理	0	0	0
心理（経験者）	2	2	0
土木造園（Ⅰ類）	2	0	2
土木造園（経験者）	2	0	2
建築（Ⅰ類）	2	0	2
建築（経験者）	0	0	0
機械（I類）	0	0	0
電気（I類）	1	0	1
衛生監視	0	0	0
学芸研究	0	0	0
医師	1	1	0
歯科衛生士	0	0	0
栄養士	0	0	0
保健師	7	10	▲3
看護師	0	3	▲3
技能Ⅰ（自動車運転）	0	0	0
技能Ⅱ（作業Ⅰ）	0	0	0
技能Ⅱ（警備）	0	1	▲1
技能Ⅵ（作業Ⅲ）	6	0	6
幼稚園教諭	6	4	2
合計	144	136	8

5　正規職員の退職者数（各年度末現在）

度	退職事由				計
	定年退職	勧奨退職	普通退職	死亡等退職	
令和４年度	74人	8人	66人	3人	151人
令和３年度	84人	10人	48人	7人	149人

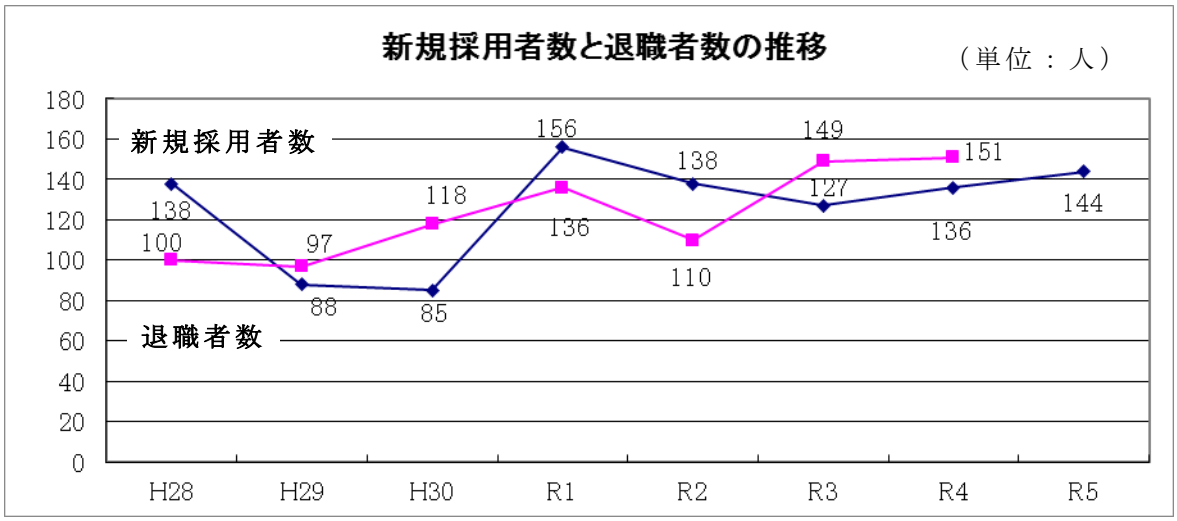

※令和５年度の退職者数は、確定していないため未計上。

６　区内在住正規職員数（各年度4月1日現在）

年度	男		女		合計	
	職員数	割合※1	職員数	割合※1	職員数	割合※2
令和５年度	100人	37.7%	165人	62.3%	265人	9.8%
令和４年度	104人	39.7%	158人	60.3%	262人	9.6%

※１　区内に在住する職員のうち男性・女性の割合
※２　正規職員数2,709人（P10参照）のうち区内に在住する職員の割合

７　定員適正化計画の目標と取組み状況

（１）平成29年度までの取組み状況

定員の適正化については、平成7年の財政非常事態宣言以降、「開かれた区政推進計画」「区政改革プラン」等に基づく行財政改革への取組みにより、事務事業や組織の見直しを行うことで定数削減に取り組んできました。

平成20年度からの10年間では、あわせて428名の削減計画に対し、再任用職員の活用等による職員定数の削減として129名、事務事業の見直しによる職員定数の削減として339名、計468名の定員削減を実施してきました。

● 定員適正化計画の取組み状況（平成20年度～平成29年度）

年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	合計	達成率
計画	▲27人	▲41人	▲78人	▲56人	▲68人	▲52人	▲37人	▲44人	▲17人	▲8人	▲428人	109.3%
実績	▲27人	▲44人	▲80人	▲56人	▲72人	▲59人	▲25人	▲63人	▲20人	▲22人	▲468人	

※各定員適正化計画に基づく平成20年度～29年度の計画数と実績を掲載しています。
※達成率は合計欄の数値による達成率です。

（２）第一次実行計画期間中（平成30年度～令和２年度）における定員適正化計画

平成30年度及び令和元年度は学校用務業務の委託化により、それぞれ職員定数を8名削減しています。令和2年度は自転車交通対策業務の一括委託により職員定数を3名削減しました。

（３）第二次実行計画期間中（令和３年度～令和５年度）における定員適正化計画

令和４年度は、保育園・子ども園調理業務及び学校用務業務の委託化により、職員定数を12名削減しました。

引き続き、多様化・複雑化した行政需要に適切に対応する一方で、民間活力の積極的な導入、ICTの推進等による事務事業の見直しを進め、職員数の増加抑制及び効果的・効率的な執行体制の実現に努めます。

● 定員適正化計画の取組み状況（平成30年度～令和４年度）

年度	30年度	元年度	２年度	３年度	４年度	達成率
計画	▲8人	▲8人	▲3人	▲11人	▲12人	100.0%
実績	▲8人	▲8人	▲3人	▲11人	▲12人	

※第一次実行計画期間は平成30年度から令和２年度まで。

Ⅱ　等級別基準職務表及び等級ごとの職員数

（１）等級別基準職務表

職員の能力及び実績に基づく人事管理の徹底を図るため、地方公務員法第２５条第４項の規定に基づき、職員の職務を給料表の各等級に分類する際の具体的な基準となる「等級別基準職務表」を、職務の複雑、困難及び責任の度に応じて定めています。（「新宿区職員の給与に関する条例」第５条及び「新宿区幼稚園教育職員の給与に関する条例」第６条）

また、同法第５８条の３第２項の規定に基づき、等級及び職制上の段階ごとの職員数を公表します。

なお、職員数は各年度４月１日現在の数で、再任用職員及び臨時的任用職員を含み、本給料表が適用されない他団体からの派遣職員（東京都・警視庁・消防庁）及び指導主事は除きます。

（２）給料表及びその適用範囲

給料表の種類とその適用される職種又は職務名は以下のとおりです。

行政職給料表（一）　事務、社会教育、福祉、心理、土木造園、建築、機械、電気、衛生監視、学芸研究

行政職給料表（二）　自動車運転、介護指導、電話交換、警備、作業Ⅰ、調理、用務、作業Ⅱ、家庭奉仕、自動車運転Ⅱ、自動車整備、作業Ⅲ

医療職給料表（一）　医師、歯科医師

医療職給料表（二）　歯科衛生、理学療法士、作業療法士、検査技師、栄養士

医療職給料表（三）　保健師、看護師

幼稚園教育職員給料表　教諭

等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表(一)

(1)令和5年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	係員の職務	935	36.9	主事	934	935	36.9	係員
				主事(再任用短時間)	1			
2級	主任の職務	1,006	39.7	主任	876	1,006	39.7	主任級
				主任(再任用)	42			
				主任(再任用短時間)	88			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	363	14.3	係長	69	363	14.3	係長級
				係長(再任用)	3			
				園長	9			
				所長	8			
				副所長	7			
				副所長(再任用)	1			
				館長	7			
				館長(再任用)	1			
				主査	246			
				主査(再任用)	12			
4級	課長補佐の職務	119	4.7	係長(課長補佐)	69	119	4.7	課長補佐級
				係長(課長補佐)(再任用)	7			
				園長(課長補佐)	8			
				副所長(課長補佐)	2			
				次長(課長補佐)	1			
				主査(課長補佐)	23			
				主査(課長補佐)(再任用)	8			
				主査(課長補佐)(再任用短時間)	1			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	87	3.5	課長・担当課長	50	87	3.5	課長級
				課長(再任用)	3			
				所長	11			
				所長(再任用)	2			
				次長	1			
				副参事	14			
				副参事(再任用)	1			
				副参事(再任用短時間)	5			
6級	部長、担当部長又は参事の職務	23	0.9	部長・担当部長	8	23	0.9	部長級
				局長	1			
				局長(再任用)	2			
				次長	1			
				所長	1			
				館長	1			
				参事	1			
				参事(再任用)	6			

				副部長	1			
				会計管理者（再任用）	1			
合計		2,533	100.0					

行政職給料表(一)

(2)令和4年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	係員の職務	910	36.4	主事	908	910	36.4	係員
				主事（再任用短時間）	2			
2級	主任の職務	1,012	40.5	主任	887	1,012	40.5	主任級
				主任（再任用）	37			
				主任（再任用短時間）	88			
3級	係長、担当係長又は主査の職務	357	14.3	係長	67	357	14.3	係長級
				園長	9			
				所長	8			
				副所長	8			
				館長	7			
				館長（再任用）	1			
				主査	242			
				主査（再任用）	15			
4級	課長補佐の職務	112	4.5	係長（課長補佐）	76	112	4.5	課長補佐級
				係長（課長補佐）（再任用）	4			
				園長（課長補佐）	8			
				副所長（課長補佐）	2			
				次長（課長補佐）	1			
				主査（課長補佐）	15			
				主査（課長補佐）（再任用）	6			
5級	課長、担当課長又は副参事の職務	83	3.3	課長・担当課長	51	83	3.3	課長級
				課長（再任用）	1			
				所長	9			
				所長（再任用）	3			
				次長	1			
				副参事	12			
				副参事（再任用）	1			
				副参事（再任用短時間）	5			
6級	部長、担当部長又は参事の職務	24	1.0	部長・担当部長	11	24	1.0	部長級
				局長	1			
				局長（再任用）	2			
				次長	1			
				所長	1			
				館長	1			
				参事	3			
				参事（再任用）	2			
				副部長	1			

				会計管理者（再任用）	1			
合計		2,498	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表(二)

(1)令和5年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	係員の職務	66	25.4	技能1級職	54	66	25.4	係員
				技能1級職（再任用）	8			
				技能1級職（再任用短時間）	4			
2級	技能主任の職務	144	55.4	技能主任	106	144	55.4	技能主任級
				技能主任（再任用）	20			
				技能主任（再任用短時間）	18			
3級	技能長又は担当技能長の職務	46	17.7	技能長	41	46	17.7	技能長級
				技能長（再任用）	5			
4級	統括技能長の職務	4	1.5	統括技能長	3	4	1.5	統括技能長級
				統括技能長（再任用）	1			
合計		260	100.0					

(2)令和4年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1級	係員の職務	67	24.6	技能1級職	57	67	24.6	係員
				技能1級職（再任用）	5			
				技能1級職（再任用短時間）	5			
2級	技能主任の職務	157	57.7	技能主任	112	157	57.7	技能主任級
				技能主任（再任用）	20			
				技能主任（再任用短時間）	25			
3級	技能長又は担当技能長の職務	45	16.6	技能長	40	45	16.6	技能長級
				技能長（再任用）	5			
4級	統括技能長の職務	3	1.1	統括技能長	3	3	1.1	統括技能長級
合計		272	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数

医療職給料表（一）

(1)令和5年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1 級	係長、担当係長又は主査の職務	1	25.0	主査	1	1	25.0	係長級
2 級	課長、担当課長又は副参事の職務	1	25.0	課長	1	1	25.0	課長級
3 級	部長、担当部長又は参事の職務	2	50.0	部長	1	2	50.0	部長級
				参事	1			
合計		4	100.0					

(2)令和4年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1 級	係長、担当係長又は主査の職務	1	25.0	主査	1	1	25.0	係長級
2 級	課長、担当課長又は副参事の職務	1	25.0	課長	1	1	25.0	課長級
3 級	部長、担当部長又は参事の職務	2	50.0	部長	1	2	50.0	部長級
				参事	1			
合計		4	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数

医療職給料表（二）

(1)令和5年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1 級	係員の職務	4	21.1	主事	4	4	21.1	係員
2 級	主任の職務	7	36.8	主任	5	7	36.8	主任級
				主任（再任用）	1			
				主任（再任用短時間）	1			
3 級	係長、担当係長又は主査の職務	7	36.8	係長	1	7	36.8	係長級
				主査	5			
				主査（再任用）	1			
4 級	課長補佐の職務	1	5.3	主査(課長補佐)	1	1	5.3	課長補佐級
5 級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	課長	0	0	0.0	課長級
合計		19	100.0					

(2)令和4年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1 級	係員の職務	2	11.7	主事	2	2	11.7	係員
2 級	主任の職務	7	41.2	主任	6	7	41.2	主任級
				主任（再任用）	1			
3 級	係長、担当係長又は主査の職務	7	41.2	係長	1	7	41.2	係長級
				主査	6			
4 級	課長補佐の職務	1	5.9	主査(課長補佐)	1	1	5.9	課長補佐級
5 級	課長、担当課長又は副参事の職務	0	0.0	課長	0	0	0.0	課長級
合計		17	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数

医療職給料表（三）

(1)令和5年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1 級	係員の職務	50	45.1	主事	50	50	45.1	係員
2 級	主任の職務	35	31.5	主任	31	35	31.5	主任級
				主任（再任用）	1			
				主任（再任用短時間）	3			
3 級	係長、担当係長又は主査の職務	21	18.9	係長	4	21	18.9	係長級
				主査	16			
				主査（再任用）	1			
4 級	課長補佐の職務	2	1.8	係長(課長補佐)	2	2	1.8	課長補佐級
5 級	課長、担当課長又は副参事の職務	3	2.7	課長	1	3	2.7	課長級
				所長	2			
合計		111	100.0					

(2)令和4年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1 級	係員の職務	50	44.6	主事	50	50	44.6	係員
2 級	主任の職務	33	29.5	主任	30	33	29.5	主任級
				主任（再任用短時間）	3			
3 級	係長、担当係長又は主査の職務	24	21.4	係長	3	24	21.4	係長級
				主査	20			
				主査（再任用）	1			
4 級	課長補佐の職務	3	2.7	係長(課長補佐)	3	3	2.7	課長補佐級
5 級	課長、担当課長又は副参事の職務	2	1.8	課長	1	2	1.8	課長級
				所長	1			
合計		112	100.0					

等級及び職制上の段階ごとの職員数

幼稚園教育職員給料表

(1)令和5年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1 級	教諭の職務	51	67.1	教諭	44	51	67.1	教諭
				教諭（育休代替）	4			
				教諭（病休代替）	1			
				教諭（産休代替）	2			
2 級	主任教諭の職務	16	21.0	主任教諭	15	16	21.0	主任教諭
				主任教諭（再任用短時間）	1			
3 級	副園長の職務	4	5.3	副園長	4	4	5.3	副園長
4 級	園長の職務	5	6.6	園長	4	5	6.6	園長
				園長（再任用）	1			
合計		76	100.0					

(2)令和4年度職員数

等級	等級別基準職務表に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		（人）	（%）	職名	（人）	（人）	（%）	段階
1 級	教諭の職務	47	62.7	教諭	41	47	62.7	教諭
				教諭（育休代替）	4			
				教諭（病休代替）	1			
				教諭（再任用短時間）	1			
2 級	主任教諭の職務	19	25.3	主任教諭	18	19	25.3	主任教諭
				主任教諭（再任用短時間）	1			
3 級	副園長の職務	4	5.3	副園長	4	4	5.3	副園長
4 級	園長の職務	5	6.7	園長	5	5	6.7	園長
合計		75	100.0					

Ⅲ　人事評価の状況

１　職員の人事評価

全職員を対象に目標管理型の人事考課制度を実施しています。職務上の業績及び職務の遂行中に示した能力等を客観的かつ継続的に評価し、その結果を任用、給与、分限、配置管理等に適切に反映させています。

また、年2回の面談や日々のコミュニケーションを通じた目標管理により、人材の育成と組織力向上を図っています。

＜目標管理型人事考課制度　実施の流れ＞

〔 4月～5月 〕

組織目標の決定

↓

当初申告の実施
（目標申告）
面談の実施

※　目標管理を通じた職員の指導育成は、年間を通じて実施

↓

〔 12月 〕

最終申告の実施
①成果申告
②自己評価
③異動等申告
面談の実施

↓

〔 1月～3月 〕

定期評価の実施 ⇒ 翌年度の任用、給与、分限、配置管理等に反映

↓

評価結果本人開示（全員）※1
苦情相談の実施※2

※1　幼稚園教育職員は希望者のみ

※2　幹部職員には、苦情相談制度はなし。

2　評価結果

	評価対象期間	A	B	C	D	E	計
管理職	令和4.4.1～ 令和5.3.31	10人	17人	71人	8人	0人	106人
一般職	令和4.1.1～ 令和4.12.31	200人	502人	1,853人	7人	1人	2,563人

評価基準

Ａ：当該職務の級において、果たすべき仕事の水準を大きく超え、特に顕著な業績を上げた。
Ｂ：当該職務の級において、果たすべき仕事の水準を超え、優れた業績を上げ、職務を円滑に遂行した。
Ｃ：当該職務の級において、果たすべき仕事の水準をほぼ満たし、職務を遂行する上で特に支障がなかった。
Ｄ：当該職務の級において、果たすべき仕事の水準に対して、やや劣る部分や問題点があり、職務を遂行する上で、ときには支障をきたすことがあった。
Ｅ：当該職務の級において、果たすべき仕事の水準に対して、劣る部分や問題点が顕著であり、職務を遂行する上で、頻繁に支障をきたした。

※管理職及び一般職は、「新宿区幼稚園教育職員の人事考課に関する規程」の対象職員を含む。
※職員数には、再任用職員を含み、他団体からの派遣、指導主事、休業・休職・中途退職者や欠勤数が一定数ある者等を除く。

Ⅳ　給与の状況

１　人件費の状況【地方財政状況調査より】

年度	住民基本台帳人口	歳出額 (A)	実質収支	人件費 (B)	人件費率 (B/A)
令和４年度	346,279人 (令和５年１月１日現在)	172,138,976千円	4,341,781千円	27,241,305千円	15.8%
令和３年度	341,222人 (令和４年１月１日現在)	166,672,922千円	6,351,385千円	27,698,146千円	16.6%

※決算数値は、普通会計決算の数値

※人件費には、特別職に支給される給料・報酬などを含む。

※令和5年1月1日現在の区の住民基本台帳人口は、日本人306,000人、外国人40,279人、計346,279人

２　職員給与費の状況【地方公務員給与実態調査より】

年度	職員数 A	給与費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	合　計　B	
令和４年度	2,668人	9,402,942千円	3,725,088千円	4,454,356千円	17,582,386千円	6,590千円
令和３年度	2,647人	9,482,930千円	3,765,960千円	4,405,188千円	17,654,078千円	6,669千円

※職員数は、普通会計関係に属する職員の人数

※職員手当には、退職手当を含まない。

３　ラスパイレス指数の状況

年度	新宿区	特別区平均
平成29年度	99.2	99.6
令和３年度	98.3	98.9
令和４年度	98.4	98.8

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数

４　職員手当の状況（令和４年度決算）

（１）毎月決まって支給されるもの

①　扶養手当

支給実績	145,136千円
支給職員１人当たりの平均支給年額	184千円

種　　類	手　当　額
配偶者	6,000円
子	9,000円
その他の扶養親族	6,000円
満15歳の年度初めから満22歳の年度末までの扶養親族である子(加算)	4,000円

②　地域手当

支給実績	2,031,738千円
支給職員１人当たりの平均支給年額	685千円
支給率	20%

③　住居手当

区分				令和４年度手当額	支給実績	平均支給年額※
世帯主及びこれに準ずる者	月額家賃27,000円以上を負担する者			8,300円	123,279千円	158千円
		加算額	当該年度末現在、27歳までの者	18,700円		
			当該年度末現在、28歳から32歳までの者	9,300円		

※支給職員１人当たりの平均支給年額

※これに準ずる者とは、主としてその収入により世帯の生計を支えている者をいう。

④　通勤手当

運賃相当額（1か月当たりの支給限度額は55,000円）

原則年2回、4月・10月に6か月分を一括支給します。

支給実績	374,688千円
支給職員１人当たりの平均支給年額	102千円

（２）勤務した実績に応じて支給されるもの

①　時間外勤務手当

区分	支給実績	職員数	一人当たり平均支給月額	月当たり平均時間数
令和４年度決算	956,527千円	2,562人	31千円	―
行政職給料表（一）（事務・社会教育・福祉・心理土木造園・建築・機械・電気・衛生監視・学芸研究）	885,055千円	2,203人	33千円	11.7時間
事務・技術（土木造園・建築・機械・電気）	674,051千円	1,476人	38千円	13.3時間
行政職給料表（二）（技能系・業務系）	26,759千円	244人	9千円	2.9時間
医療職給料表（一）（医師・歯科医師）	78千円	1人	6千円	1.4時間
医療職給料表（二）（診療放射線・歯科衛生・理学療法・作業療法・検査技術・栄養士）	4,337千円	18人	20千円	5.7時間
医療職給料表（三）（保健師・看護師）	40,298千円	96人	34千円	11時間
令和３年度決算	967,967千円	2,567人	31千円	―

※職員数は、時間外勤務手当を支給した人数

※平均支給月額及び平均時間は、各給料表適用職員数を基に算出

②　特殊勤務手当

支給実績			37,803千円	
支給職員1人当たり平均支給年額			128千円	
職員全体に占める手当支給職員の割合			9.9%	
手当の種類（手当数）			5種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価	支給額
特定危険現場業務手当	建築指導課、契約管財課等に勤務する職員	①昇降機等の検査 ②高所における工事監督・検査 ③特定粉じん除去作業等における工事監督・検査	①1台につき 190円、400円 ②日額 290円、400円 ③日額 230円	52千円
福祉事務所現業手当	生活福祉課又は保護担当課に勤務する職員	生活保護法等に定める業務を行うための家庭訪問等	日額 230円～460円	8,337千円
児童相談所等現業手当	子ども家庭支援課に所属する職員	児童相談所等に係る業務	日額 950円、1,470円	5,765千円
感染症予防業務従事手当	保健所又は保健センターに勤務する職員	一定の感染症の患者に接する業務	日額 160円～660円	41千円
		新型コロナウイルス感染症に係る業務	日額 3,000円、4,000円	641千円
清掃業務従事手当	清掃事務所に勤務する職員	ごみの収集・運搬等	日額 700円	22,964千円

（３）一定の時期に支給されるもの

① 期末・勤勉手当

支給実績	4,673,717千円	
１人当たり平均支給額	1,600千円	
令和４年度支給割合	期末手当 6月期 1.05月分 (0.60月分) 12月期 1.10月分 (0.65月分) 3月期 0.25月分 (0.10月分) 計 2.4月分 (1.35月分)	勤勉手当 6月期 1.025 月分 (0.50月分) 12月期 1.125 月分 (0.55月分) 計 2.15 月分 (1.05 月分)
加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による加算措置	職務段階別加算 5～20% 管理職加算 15～20%	

※（　　）は再任用職員の支給割合

【参考　勤勉手当への勤務実績の反映状況】

幹部職員、一般職員とも人事評価の結果を勤勉手当の支給率に反映している。

② 退職手当

区分		自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	18.00月分	24.55月分
	勤続25年	28.00月分	32.95月分
	勤続35年	39.75月分	47.70月分
	最高限度	39.75月分	47.70月分
加算措置		定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)	
退職時特別昇給		8号給 (公務もしくは善行のための危篤あるいは死亡)	
1人当たり平均支給額		1,634千円	21,061千円

③　その他の手当

<table>
<tr><th>手当名</th><th>内容及び支給単価</th><th>支給実績</th><th>支給職員1人当たり平均支給年額</th></tr>
<tr><td>管理職手当</td><td>管理又は監督の地位にある職員に支給　【月額】
・部長職　127,600 円
(101,000 円)
・医師、歯科医師である部長職　142,400 円
(107,200 円)
・重要困難課長職　101,500 円
(73,200 円)
・課長職　92,300 円
(66,500 円)
・医師、歯科医師である課長　94,800 円
※( )は再任用職員の月額です。　(73,100 円)</td><td>143,650 千円</td><td>1,149 千円</td></tr>
<tr><td>初任給調整手当</td><td>医師、歯科医師・大学卒業後の期間に応じ、
【月額】118,000 円～268,500 円
※科学技術等の専門的な知識を有する職員の採用を容易にするため、民間における賃金との差を考慮して設けられている。</td><td>7,502 千円</td><td>1,875 千円</td></tr>
<tr><td>単身赴任手当</td><td>勤務地を異にする異動等に伴い、転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、配偶者と同居していた住宅からでは通勤困難(距離制限有り)である場合で、単身で生活することを常況とする職員に支給
【基礎額】30,000 円
【加算額】
<table><tr><th>交通距離</th><th>加算額</th></tr><tr><td>100 km以上 200km 未満</td><td>6,000 円</td></tr><tr><td>200 km以上 300km 未満</td><td>10,000 円</td></tr><tr><td>300km 未満</td><td>14,000 円</td></tr></table></td><td>960 千円</td><td>480 千円</td></tr>
<tr><td>休日給夜勤手当</td><td>休日又は深夜に勤務した職員に支給
・休日給
一時間当たりの給与額×1.35×勤務時間
・夜勤手当
一時間当たりの給与額×0.25×勤務時間</td><td>76,380 千円</td><td>151 千円</td></tr>
<tr><td>宿日直手当</td><td>宿日直を行った職員に支給　【1 回】
・一般の宿日直　6,600 円
・年末年始の日から始まる一般の宿日直　8,900 円
・防災対策要員の宿日直　9,000 円
・年末年始の日から始まる防災対策要員の宿日直　11,300 円
※5 時間未満の勤務の場合の手当額は半額</td><td>4,505 千円</td><td>53 千円</td></tr>
</table>

手当名	内容及び支給単価	支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
管理職員特別勤務手当	管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等又は週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合に支給 【1回】 ・部長職 12,000円 6時間を超える勤務 18,000円 週休日等以外の日 6,000円 ・重要困難課長職、課長職 10,000円 6時間を超える勤務 15,000円 週休日等以外の日 5,000円	732千円	52千円

5　職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況（各年度4月1日現在）

	区分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
令和5年度	一般行政職		298,716円	431,234円	40歳　7月
	技能職		289,617円	396,881円	52歳　6月
		うち清掃職員	290,993円	410,766円	51歳　1月
		うち用務職員	287,591円	363,527円	57歳　10月

	区分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
令和4年度	一般行政職		299,217円	426,300円	40歳　3月
	技能職		291,609円	400,682円	52歳　3月
		うち清掃職員	294,872円	420,303円	51歳　4月
		うち用務職員	288,434円	363,437円	57歳　0月

※給料とは民間の基本給に相当するもので、給与は、給料のほか、毎月支給される手当を含む。

6　職員の初任給の状況（各年度4月1日現在）

区分		令和5年度	令和4年度
一般行政職	大学卒程度	188,200円	183,700円
	高校卒程度	152,100円	147,100円
技能職		144,300円～148,600円	139,400円～143,700円

7　職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（各年度4月1日現在）

区分			経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
令和５年度	一般行政職	大学卒程度	270,440円	335,252円	353,000円
		高校卒程度	231,637円	291,383円	334,840円
	技能職		220,033円	275,200円	306,730円
令和４年度	一般行政職	大学卒程度	286,160円	330,552円	372,584円
		高校卒程度	226,620円	286,320円	323,016円
	技能職		―	―	299,110円

※経験年数には、採用前の職歴などが加算されている場合があります。

8　一般行政職の級別職員数の状況【地方公務員給与実態調査より】（令和5年4月1日現在）

区分	６級	５級	４級	３級	２級	１級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐	係長 主査	主任	２級～６級までの職務の級に属さない係員	
職員数	14 人	73 人	87 人	237 人	589 人	535 人	1,535 人
構成比	0.9%	4.8%	5.7%	15.4%	38.3%	34.9%	100%

※新宿区の給与条例に基づく給料表の級区分による。

※標準的な職務内容は、それぞれの級に該当する代表的な職務

※職員数は「地方公務員給与実態調査」の分類による一般行政職の人数で、税務職、医療技術職、福祉職等を除く。

※構成比は端数を調整している。

９　昇給の状況

幹部職員、一般職員とも定期評価の結果を昇給に反映させています。

昇給区分は、Ａ（6号昇給）、Ｂ（5号昇給）、Ｃ（4号昇給）、Ｄ（3号昇給）、Ｅ（昇給なし）の5段階です。

区分		全職種	行政職	技能 労務職	医療職	幼稚園 教育職員
令和5年4月1日昇給	職員数（ア）	2,205人	1,870人	191人	90人	54人
	昇給区分Ａ又はＢの職員数（イ） 構成比率（イ／ア）	644人 29.2%	544人 29.1%	57人 29.8%	26人 28.9%	17人 31.5%
	昇給区分Ｃの職員数（エ） 構成比率（エ／ア）	1,549人 70.2%	1,314人 70.3%	134人 70.2%	64人 71.1%	37人 68.5%
	昇給区分Ｄ又はＥの職員数（オ） 構成比率（オ／ア）	12人 0.5%	12人 0.6%	0人 0.0%	0人 0.0%	0人 0.0%
令和4年4月1日昇給	職員数（ア）	2,202人	1,866人	192人	87人	57人
	昇給区分Ａ又はＢの職員数（イ） 構成比率（イ／ア）	653人 29.7%	540人 28.9%	60人 31.3%	36人 41.4%	17人 29.8%
	昇給区分Ｃの職員数（エ） 構成比率（エ／ア）	1,538人 69.8%	1,316人 70.5%	132人 68.8%	51人 58.6%	39人 68.4%
	昇給区分Ｄ又はＥの職員数（オ） 構成比率（オ／ア）	11人 0.5%	11人 0.6%	0人 0.0%	0人 0.0%	1人 1.8%

※管理職及び一般職は、「新宿区幼稚園教育職員の人事考課に関する規程」の対象職員を含む。
※職員数には、再任用職員、他団体からの派遣、指導主事、休業・休職・中途退職者や欠勤数が一定数ある者等を除く。
※職員数は昇給の無かった者は含まない。

10　特別職の報酬等の状況（各年度4月1日現在）

	区分		給料・報酬	地域手当	支給額計	期末手当
令和5年度	給料	区　長	1,161,000円	150,930円	1,311,930円	6月期　1.50月分 12月期　1.50月分 計　3.00月分
		副区長	931,000円	121,030円	1,052,030円	
	報酬	議　長	939,000円	－	939,000円	
		副議長	801,000円	－	801,000円	
		議　員	613,000円	－	613,000円	

	区分		算定方式 退職時給料月額に次に掲げる割合を得た額	1期の手当額	支給時期
令和5年度	退職手当	区　長	勤続期間1年につき　437／100	20,294,280円	任期満了時
		副区長	勤続期間1年につき　301／100	11,209,240円	任期満了時

	区分		給料・報酬	地域手当	支給額計	期末手当
令和4年度	給料	区　長	1,161,000円	150,930円	1,311,930円	6月期　1.325月分 12月期　1.375月分 3月期　0.20月分 計　2.90月分
		副区長	931,000円	121,030円	1,052,030円	
	報酬	議　長	939,000円	－	939,000円	
		副議長	801,000円	－	801,000円	
		議　員	613,000円	－	613,000円	

	区分		算定方式 退職時給料月額に次に掲げる割合を得た額	1期の手当額	支給時期
令和4年度	退職手当	区　長	勤続期間1年につき　437／100	20,294,280円	任期満了時
		副区長	勤続期間1年につき　301／100	11,209,240円	任期満了時

※期末手当の額は、給料及び地域手当の月額又は報酬月額に一定の加算をし、上記の支給率を乗じた額

［加算］　区長等　（給料＋地域手当）×20/100＋給料×25/100

議長等　報酬月額×45/100

※退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給割合に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額

※副区長には、このほかに通勤手当が支給される。

Ⅴ　勤務時間その他の勤務条件の状況

１　勤務時間等

一般職員の主な勤務形態

1週間の正規の勤務時間	1日の正規の勤務時間	週　休　日
38時間45分	7時間45分	日曜日及び土曜日
職務の性質により、4週間を通じて、平均して1週間あたり38時間45分とすることができる。		職務の性質により、4週間を通じて8日とすることができる。

２　休暇制度

職員の休暇の種類は、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇、介護休暇の4種類があります。

（１）年次有給休暇

職員の心身の疲労回復、労働力の維持培養を目的とした休暇です。

付与日数は1年について20日で、その年に使用しなかった日数は、20日を限度に翌年に限り、繰り越すことができます。

取得状況

年	職員数	平均取得日数	取得率
令和4年1月～令和4年12月	2,240人	15.2日	40.8%
前年	2,304人	15.0日	40.0%

※「職員数」には、再任用職員、育児休業中・休職中等の職員、期間途中に採用・退職した職員は含みません。

（２）病気休暇

職員が疾病又は負傷のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められた場合における休暇です。

取得状況

年	総取得日数			取得延人数		
	男	女	合計	男	女	合計
令和4年1月～令和4年12月	4,269日	6,435日	10,704日	92人	167人	259人
前年	3,337日	5,876日	9,213日	83人	137人	220人

（３）特別休暇

あらかじめ定められた事由に該当する場合に認められる休暇で、公民権行使等休暇、出生サポート休暇（不妊治療のための休暇）、妊娠出産休暇、妊娠初期休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、生理休暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護のための休暇、育児休暇、短期の介護休暇の17種類があります。

①　出産支援休暇取得状況

職員が配偶者等（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）又はパートナーシップ関係の相手方）の出産に当たり、子の養育その他家事等を行うための休暇です。取得できる日数は配偶者等の出産の前後を通じて3日以内で、1時間を単位として取得することもできます。

取得状況

年度	対象人数	取得人数	取得率	1人当たり平均取得日数
令和４年度	64人	53人	82.8%	2.7日
令和３年度	44人	37人	84.1%	2.7日

②　ボランティア休暇取得状況

職員が、報酬を得ないで社会に貢献する活動を行うために、必要と認められる場合の休暇です。承認期間は暦年において5日以内です。

取得状況

対象活動	取得者数	
	令和４年	前年
災害被災地での支援活動	0人	0人
障害者、高齢者等施設における活動	0人	0人
日常生活を営むのに支障のある者の介護等支援活動	0人	0人
国・地方公共団体が主催、後援する事業を支援する活動	1人	2人

③　子の看護のための休暇取得状況

職員が、養育する小学校6年生までの子の看護（負傷し若しくは疾病にかかったときの世話又は疾病予防のために予防接種等を受けさせること）を行うために、必要と認められる場合の休暇です。取得できる日数は年度において5日以内（対象となる子が2人以上の場合は10日以内）で、1時間を単位として取得することもできます。

取得状況

年度	取　得　人　数			1人当たり平均取得日数		
	男	女	合計	男	女	合計
令和４年度	183人	196人	379人	4.8日	4.7日	4.7日
令和３年度	179人	185人	364人	4.2日	4.3日	4.2日

（４）介護休暇

職員が、配偶者等又は二親等以内の親族の負傷、疾病又は老齢により日常生活において支障があるものの介護をするために、必要と認められる場合の休暇です。

介護休暇の承認期間は指定期間を通算して６か月の範囲において必要と認められる期間です。

介護休暇により勤務しない期間については、給与が減額されます。

取得状況

年度	区分	介護休暇取得者数	再掲　要介護者別の内訳（職員との続柄別）						
			配偶者等	父母	子	配偶者等の父母	祖父母	兄弟姉妹	孫
令和4年度	男性職員	3人		3人					
	女性職員	5人		5人					
令和3年度	男性職員	2人		2人					
	女性職員	4人		3人	1人				

Ⅵ　休業の状況

休業には、育児休業、部分休業、配偶者同行休業の3種類があります。

（１）　育児休業・部分休業

育児休業及び部分休業は、「地方公務員の育児休業等に関する法律」に基づき、子を養育する職員の継続的な勤務を促進し、職員の福祉を増進するとともに、行政の円滑な運営に資することを目的とした休業制度です。

育児休業は、3歳に満たない子を養育する職員が、3歳に達する日までの期間を限度として育児のために休業できる制度です。育児休業期間中、給与は支給されません。

また、部分休業は、職員が小学校就学前の子を養育しつつ勤務する場合に、公務に支障のない範囲で、1日の勤務時間の一部（勤務時間の始め又は終わりに、1日を通じて2時間限度）を勤務しないことができる制度です。部分休業により勤務しない時間については、給与が減額されます。

なお、休業とは異なりますが、職員が小学校就学前の子を養育しつつ勤務する場合に、週の勤務時間を19時間25分、19時間35分、23時間15分、24時間35分の中から選択して勤務することができる育児短時間勤務制度が設けられています。職員には、勤務時間に応じた給与が支給されます。

取得状況

年度	職員種別	育児休業 取得者数	部分休業 取得者数	育児短時間勤務 取得者数
令和4年度	男性	36人	5人	0人
	女性	187人	147人	4人
令和3年度	男性	22人	4人	0人
	女性	164人	157人	5人

（２）　配偶者同行休業

配偶者同行休業は、職員が、外国で勤務等をする配偶者と外国において生活を共にすることを可能とする制度で平成26年7月から導入しました。

取得状況（新規取得及び継続中）

年度	職員種別	配偶者同行休業 取得者数
令和4年度	男性	2人
	女性	1人
令和3年度	男性	1人
	女性	2人

Ⅶ　分限及び懲戒処分の状況

（１）分限処分

分限処分とは、職員が心身の故障など一定の事由により、その職務を果たすことができなくなった場合等に行う処分で、免職、降任、休職、降給があります。

分限処分者数

年度	免職	降任	休職	降給
令和4年度	0人	0人	86人	0人
令和3年度	0人	0人	71人	0人

（２）懲戒処分

懲戒処分とは、職員に法令違反等の一定の義務違反があった場合に制裁的に行う処分で、免職、停職、減給、戒告があります。

懲戒処分者数

年度	免　職	停　職	減　給	戒　告
令和4年度	0人	0人	0人	2人
令和3年度	0人	1人	0人	0人

Ⅷ　服務の状況

服務とは､職務を遂行するにあたって､職員が守るべき義務ないし規律を意味しており、地方公務員法第30条で、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、且つ、職務の遂行に当っては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定め、職員の服務の根本基準を明らかにしています。そして、同法では、職員の服務について、以下のとおり各種の義務・規律を定めています。

（１）職務上の義務

ア　服務の宣誓
イ　法令等及び上司の職務上の命令に従う義務
ウ　職務に専念する義務

（２）身分上の義務

ア　信用失墜行為の禁止
イ　秘密を守る義務
ウ　政治的行為の制限
エ　争議行為等の禁止
オ　営利企業等の従事制限

新宿区では、職員の服務に関して、「新宿区職員の職務に専念する義務の特例に関する条例」､「新宿区職員服務規程」､「利害関係者との間における行為の制限等に関する指針」､「新宿区服務監察規程」、「新宿区職員の兼業許可等に関する事務取扱規程」、「新宿区職場におけるハラスメントの防止等に関する規程」「新宿区ハラスメント防止に関する指針」などを定め、職員の服務規律の確保に努めています。

Ⅸ　退職管理の状況

１　退職管理

地方公務員法第 38 条の 2 第 8 項及び第 38 条の 6 の規定に基づき、「新宿区職員の退職管理に関する条例」及び「新宿区職員の退職管理に関する条例施行規則」を定め、再就職の公正性、透明性の確保及び信頼性を高めるため、課長職以上であった職員が営利企業等へ再就職した場合は、任命権者は再就職先の名称、再就職先における地位等の届出を受けるとともに、その内容を公表しています。

２　再就職の状況

退職時に課長職以上であった職員の再就職の状況（令和４年度中の退職者又は離職者）

各欄の上段は退職者、下段は再任用終了による離職者

（人）

退職時職位	退職者・離職者数		特別職（副区長等）就任	再任用等(※1)	再就職			特別職就任 再任用 再就職 計
					外郭団体(※2)	公益団体等(※3)	民間企業	
部長職	退職者	6	-	5		1	-	6
	離職者	-	-	-	-	-	-	-
課長職	退職者	4	-	3	-	1	-	4
	離職者	4	-	1	-	1	-	2
校・園長職	退職者	9	-	7	-	1	-	8
	離職者	-	-	-	-	-	-	-
副校長職	退職者	3	-	2	-	-	-	2
	離職者	-	-	-	-	-	-	-
計	退職者	22	-	17	-	3	-	20
	離職者	4	-	1	-	1	-	2

※１　再任用等とは、新宿区、東京都の再任用、会計年度任用職員を言います。（未離職　届出対象外）

※２　外郭団体とは、区が出資を行っている団体を言います。

※３　公益団体等には、公益財団法人、公益社団法人の他に、一般財団法人、一般社団法人、社会福祉法人、学校法人、特定非営利活動法人（ＮＰＯ）、等を含みます。ただし※２を除きます。

X　研修の状況

職員の研修実績

研修名			令和４年度 回数	令和４年度 人数	研修名			令和３年度 回数	令和３年度 人数
区研修	（必須研修）職層研修	新任研修	39回	1,326人	区研修	（必須研修）職層研修	新任研修	29回	972人
		現任研修	31回	1,046人			現任研修	14回	688人
		主任研修	33回	750人			主任研修	33回	820人
		再任用研修	2回	58人			再任用研修	2回	35人
		係長研修	29回	556人			係長研修	19回	278人
		課長補佐研修	1回	22人			課長補佐研修	1回	13人
		管理職研修	17回	281人			管理職研修	23回	349人
		合格者研修（昇任選考合格者対象）	8回	170人			合格者研修（昇任選考合格者対象）	2回	30人
	選択研修		23回	322人		選択研修		20回	286人
区研修合計			183回	4,531人	区研修合計			143回	3,471人
23区共同研修	専門研修		66回	161人	23区共同研修	専門研修		66回	197人
	児童相談所研修		22回	36人		児童相談所研修		15回	37人
	職層研修		47回	286人		職層研修		48回	360人
	清掃研修		7回	21人		清掃研修		9回	10人
	ステップアップ研修		55回	136人		ステップアップ研修		44回	97人
	自治体経営研修		4回	40人		自治体経営研修		3回	17人
	サポート研修		29回	62人		サポート研修		18回	39人
23区共同研修合計			230回	742人	23区共同研修合計			203回	757人
第1ブロック合同研修（新宿区・千代田区・中央区・港区）			13回	89人	第1ブロック合同研修（新宿区・千代田区・中央区・港区）			13回	69人
その他研修（特別区協議会等）			28回	50人	その他研修（特別区協議会等）			13回	15人
総合計			454回	5,412人	総合計			372回	4,312人

※上記のほかに、自己啓発及び職場研修（OJT等）に取り組んでいます。

XI　福祉及び利益の保護の状況

福利厚生事業は、法律で定められている、いわゆる法定事業と、事業主として実施している法定外の事業とに分けられます。

法定	共済制度	東京都職員共済組合
	その他の制度	公務災害補償
		安全管理(一部法定外)
	健康管理	健康診断・健康相談(一部法定外)
法定外		職場環境衛生
	互助制度	特別区職員互助組合
		新宿区職員互助会

1　東京都職員共済組合

東京都職員共済組合では、職員の生活の安定と福祉の増進に寄与するとともに、公務の能率的運営に資することを目的に、長期給付・短期給付、福祉事業等を実施しています。

各事業に要する経費は、組合員と地方公共団体が負担しています。

2　公務災害補償

地方公務員災害補償法に基づき、職員の公務上及び通勤途上の災害に対して補償を行っています。

年度	公務災害	通勤災害	合計
令和4年度	9件	6件	15件
令和3年度	11件	2件	13件

3　安全衛生管理

労働安全衛生法等に基づき、職員の健康診断、健康相談、衛生教育、精神保健相談等を実施するとともに、良好な職場環境の維持管理に努めています。

4　特別区職員互助組合

職員の相互共済及び福利増進を目的として設置され、「団体契約保険」、「各種セミナー」等の事業を行っています。組合で行う事業に必要な経費は、組合員が負担する組合費と手数料等の収入で運営されています。

5　新宿区職員互助会

職員の相互扶助と福利厚生の充実を図ることを目的に設置された団体で、会員数は、令和5年4月1日現在3,106名（令和4年4月1日現在3,089名）です。事業概要は、福利厚生事業、文化体育事業、給付事業、貸付事業（あっせん）等です。福利厚生事業、文化体育事業に要する財源は、職員の会費と区の交付金等により、給付事業、貸付事業は、職員の会費により行われています。

令和４年度決算

会費収入	38,243,630円
区交付金	27,701,655円

会費は、給料月額の1/300＋100円です。

Ⅻ　特別区人事委員会の業務状況

１　職員の競争試験及び選考の状況

※　ここに掲載している競争試験及び選考は、令和４年度に特別区人事委員会が実施したものです。任命権者が特別区人事委員会から委任されて実施した選考の実施状況は、「Ⅰ　職員の任免及び職員数に関する状況」に掲載しています。

（１）採用試験等

①　受験資格

<table>
<tr><th>採用区分</th><th>職　　種
（試験・選考区分）</th><th>国籍要件</th><th>年齢</th><th>経歴・資格・免許</th><th>その他</th></tr>
<tr><td rowspan="11">Ⅰ類</td><td>事　　務</td><td rowspan="6">有</td><td rowspan="6">22 歳以上
32 歳未満</td><td rowspan="6"></td><td rowspan="11">・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）
・22 歳未満の者で学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）を卒業した人又はこれと同等の資格があると人事委員会が認める人</td></tr>
<tr><td>土木造園（土木）</td></tr>
<tr><td>土木造園（造園）</td></tr>
<tr><td>建　　築</td></tr>
<tr><td>機　　械</td></tr>
<tr><td>電　　気</td></tr>
<tr><td>福　　祉</td><td rowspan="2">無</td><td>22 歳以上
30 歳未満</td><td>社会福祉士、児童指導員又は
保育士（注 4）</td></tr>
<tr><td>心　　理</td><td>40 歳未満</td><td>心理学科を卒業した人又は
これに相当する人</td></tr>
<tr><td>衛生監視（衛生）</td><td rowspan="2">有</td><td rowspan="2">22 歳以上
30 歳未満</td><td>食品衛生監視員及び
環境衛生監視員</td></tr>
<tr><td>衛生監視（化学）</td><td></td></tr>
<tr><td>保 健 師</td><td>無</td><td>22 歳以上
40 歳未満</td><td>保健師</td></tr>
<tr><td>Ⅲ類</td><td>事　　務</td><td>有</td><td>18 歳以上
22 歳未満</td><td></td><td>・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人</td></tr>
<tr><td>障害者（注1）</td><td>事　　務</td><td>有</td><td>18 歳以上
32 歳未満</td><td colspan="2">・身体障害者手帳等の交付を受けている人（注 5）
・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td rowspan="9">経験者1級職</td><td>事　　務</td><td rowspan="5">有</td><td rowspan="15">60歳未満</td><td rowspan="9">民間企業等での業務従事歴が４年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が２年以上ある人（注３））</td><td></td><td rowspan="15">・活字印刷文による出題に対応できる人（ただし、事務については点字による出題に対応できる人も受験できる。）</td></tr>
<tr><td>土木造園（土木）</td><td rowspan="8">当該職種に関連する業務に従事（ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること(注4)。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）</td></tr>
<tr><td>建　　築</td></tr>
<tr><td>機　　械</td></tr>
<tr><td>電　　気</td></tr>
<tr><td>福　　祉</td><td rowspan="4">無</td></tr>
<tr><td>児童福祉</td></tr>
<tr><td>児童指導</td></tr>
<tr><td>児童心理</td></tr>
<tr><td rowspan="7">経験者2級職（主任）</td><td>事　　務</td><td rowspan="3">有</td><td rowspan="7">民間企業等での業務従事歴が８年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が３年以上ある人（注３））</td><td></td></tr>
<tr><td>土木造園（土木）</td><td rowspan="6">当該職種に関連する業務に従事（ただし、福祉・児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること(注4)。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）</td></tr>
<tr><td>建　　築</td></tr>
<tr><td>福　　祉</td><td rowspan="4">無</td></tr>
<tr><td>児童福祉</td></tr>
<tr><td>児童指導</td></tr>
<tr><td>児童心理</td></tr>
<tr><td rowspan="3">経験者3級職（係長級）</td><td>児童福祉</td><td rowspan="3">無</td><td rowspan="3">民間企業等での業務従事歴が12年以上ある人（児童福祉・児童指導・児童心理については、上記のうち児童相談所等での業務従事歴が５年以上ある人（注３））</td><td rowspan="3">当該職種に関連する業務に従事（ただし、児童福祉・児童指導については社会福祉士、児童指導員又は保育士の資格を有していること（注4）。児童心理は心理学科を卒業した人又はこれに相当する人）</td></tr>
<tr><td>児童指導</td></tr>
<tr><td>児童心理</td></tr>
</table>

就職氷河期世代（注2）	事務	有	昭和45年４月２日から昭和61年４月１日までに生まれた者			・活字印刷文又は点字による出題に対応できる人

(注１)障害者を対象とする採用選考の略

(注２)就職氷河期世代を対象とする採用試験の略

(注３)児童相談所等での業務従事歴については、下記の経験を指す。

児童福祉：児童相談所（一時保護所を含む。）又は児童福祉施設における相談援助業務経験

児童指導：児童相談所の一時保護所、児童養護施設又は児童自立支援施設における直接処遇業務経験

児童心理：児童相談所（一時保護所を含む。）等の福祉、医療、司法又は教育に関する機関や施設における心理判定、心理療法又はカウンセリングの業務経験

(注４)試験区分「福祉」「児童福祉」「児童指導」における受験資格の「経歴・資格・免許」のうち「保育士」については、保育士となる資格を有し、都道府県知事の登録を受けている人

(注５)身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの交付を受けている人又は児童相談所等により知的障害者であると判定された人

② 日程

項　　目	Ⅰ類採用試験 【一般方式】	Ⅰ類採用試験 【土木・建築新方式】	Ⅲ類採用試験	経験者 採用試験・選考
告　　示	３月１８日（金）	３月１８日（金）	６月２３日（木）	６月２３日（木）
申込受付	３月１８日（金）～ ４月　４日（月）	３月１８日（金）～ ４月　４日（月）	６月２３日（木）～ ７月１４日（木）	６月２３日（木）～ ７月１４日（木）
１次試験・選考	５月　１日（日）	５月　１日（日）	９月１１日（日）	９月　４日（日）
１次合格発表	６月２４日（金）	６月２４日（金）	１０月２１日（金）	１０月２１日（金）
２次試験・選考	７月　５日（火）～ ７月１４日（木）	７月　５日（火）～ ７月１４日（木）	１１月　４日（金）・ １１月　７日（月）	１０月２９日（土）・ １０月３０日（日）・ １１月　５日（土）・ １１月　６日（日）
最終合格発表	７月２６日（火） （技術系） ８月　３日（水） （技術系以外）	７月２６日（火）	１１月１８日（金）	１１月１８日（金）

項　　目	障害者を 対象とする採用選考	就職氷河期世代を 対象とする採用試験
告　　示	６月２３日（木）	６月２３日（木）
申込受付	６月２３日（木）～ ７月１４日（木） ※郵送申込は ７月１３日（水）消印有効	６月２３日（木）～ ７月１４日（木）
１次試験・選考	９月１１日（日）	９月　４日（日）
１次合格発表	１０月１２日（水）	１０月２１日（金）
２次試験・選考	１０月３１日（月）・ １１月　１日（火）・ １１月　２日（月）	１１月　３日（木）
最終合格発表	１１月１８日（金）	１１月１８日（金）

※技術系…土木造園（土木）・土木造園（造園）・建築・機械・電気の試験区分

③　実施状況　　単位：人

採用区分	職　種（試験・選考区分）	申込者数			受験者数			最終合格者数		
		４年度	３年度	比　較 増△減	４年度	３年度	比　較 増△減	４年度	３年度	比　較 増△減
Ⅰ　類【一般方式】	事務	9,374	11,449	△ 2,075	8,417	9,019	△ 602	2,308	1,881	427
	土木造園（土木）	151	283	△ 132	135	214	△ 79	82	109	△ 27
	土木造園（造園）	52	67	△ 15	45	47	△ 2	32	18	14
	建築	81	117	△ 36	75	100	△ 25	55	59	△ 4
	機械	54	68	△ 14	49	54	△ 5	31	27	4
	電気	72	110	△ 38	56	72	△ 16	32	24	8
	福祉	445	468	△ 23	411	399	12	229	211	18
	心理	169	217	△ 48	137	156	△ 19	44	60	△ 16
	衛生監視（衛生）	135	134	1	128	117	11	74	52	22
	衛生監視（化学）	41	64	△ 23	38	47	△ 9	10	7	3
	保健師	401	449	△ 48	370	376	△ 6	207	212	△ 5
	小計	10,975	13,426	△ 2,451	9,861	10,601	△ 740	3,104	2,660	444
Ⅰ　類【土木・建築新方式】	土木造園（土木）	45	138	△ 93	38	95	△ 57	21	38	△ 17
	建築	47	70	△ 23	44	47	△ 3	31	26	5
	小計	92	208	△ 116	82	142	△ 60	52	64	△ 12
Ⅲ　類	事務	2,995	3,638	△ 643	2,561	2,904	△ 343	435	392	43
Ⅲ類【障害者を対象とする採用選考】	事務	220	343	△ 123	169	255	△ 86	72	80	△ 8

経験者	1級職	事務	1,702	1,799	△ 97	1,287	1,302	△ 15	215	172	43
		土木造園（土木）	46	48	△ 2	37	35	2	26	13	13
		建築	25	45	△ 20	18	35	△ 17	11	21	△ 10
		機械	31	29	2	21	19	2	10	7	3
		電気	37	37	0	25	24	1	14	11	3
		福祉	66	63	3	50	51	△ 1	36	27	9
		児童福祉	29	24	5	25	21	4	13	14	△ 1
		児童指導	15	14	1	14	12	2	13	11	2
		児童心理	26	33	△ 7	23	30	△ 7	15	16	△ 1
		小計	1,977	2,092	△ 115	1,500	1,529	△ 29	353	292	61
	2級職（主任）	事務	968	1,093	△ 125	695	762	△ 67	88	59	29
		土木造園（土木）	36	35	1	28	19	9	12	6	6
		建築	34	26	8	26	20	6	18	6	12
		機械	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		電気	－	－	－	－	－	－	－	－	－
		福祉	32	53	△ 21	30	42	△ 12	17	15	2
		児童福祉	35	28	7	34	27	7	20	17	3
		児童指導	3	13	△ 10	3	12	△ 9	3	9	△ 6
		児童心理	14	9	5	12	9	3	10	6	4
		小計	1,122	1,257	△ 135	828	891	△ 63	168	118	50
	3級職（係長級）	児童福祉	13	15	△ 2	12	13	△ 1	7	7	0
		児童指導	2	1	1	2	1	1	1	1	0
		児童心理	8	9	△ 1	8	9	△ 1	5	8	△ 3
		小計	23	25	△ 2	22	23	△ 1	13	16	△ 3
就職氷河期世代		事務	1,136	1,359	△ 223	855	974	△ 119	53	42	11
合　　計			18,540	22,348	△ 3,808	15,878	17,319	△ 1,441	4,250	3,664	586

（２）採用選考等

令和４年度人事委員会が実施した新宿区の採用選考等の実施状況は次のとおりである。

ア　専門職採用選考

区　分	合格者数
医療専門職（医師の課長級以上）	0人
行政専門職（法務の課長級以上）	0人

イ　一般職の任期付職員

法第三条※1に基づく採用

採用職層	採用承認人数
主　　任	0人
係　　長	0人
課長補佐	0人
課　　長	0人
部　　長	0人

法第四条※1に基づく採用

採用職層	合格者数
係員（１級職）	0人
課長	0人
部長	0人

※1　地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律

（３）管理職選考

①　受験資格等

○　Ⅰ類

（受験資格）　日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢５５歳未満で、主任以上の在職期間が６年以上の人（全部、分割又は免除受験方式で受験する場合であって、経験者採用制度等により採用された人が受験する場合を除く。）

（受験方式）　全部受験方式－受験資格を満たしている人が、筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）全てを受験する方式

分割受験方式－受験資格を満たしている人が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

免除受験方式－択一・短答式問題受験の免除資格を得ている人が、記述式問題及び論文式問題を受験する方式

前倒し受験方式－主任の職にあり、その在職期間が３～５年目の人（経験者採用制度により採用された人等の特例あり）が、択一・短答式問題受験の免除資格を得るため、択一・短答式問題のみを受験する方式。受験年度の管理職選考の合格にはいたらない。

（選考方法）　筆記考査（択一・短答式問題、記述式問題、論文式問題）、勤務評定、口頭試問

（免除資格）　択一・短答式問題の成績が一定の基準に達した人については、原則として、受験翌年度以降の３年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

※　翌年度にⅠ類（全部、分割、免除）の受験資格を満たさない者については、原則として、受験資格を満たす年度以降３年間の択一・短答式問題受験の免除資格を付与する。

○　Ⅱ類

（受験資格）　日本国籍を有する要綱で定める職種の職務に従事する人のうち、年齢４６歳以上５６歳未満で、課長補佐の在職期間が２年以上の人

（選考方法）　筆記考査（事例式論文）、勤務評定、口頭試問

② 実施状況【合格者決定】

(23区、特別区人事・厚生事務組合、特別区競馬組合、東京二十三区清掃一部事務組合の合計)

イ 実施状況（合格者決定）

Ⅰ類（全部及び免除受験方式）及びⅡ類

（単位：人、%）

種別	選考区分		受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C／A）		
			4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減
Ⅰ類	事務		336	338	△ 2	191	207	△ 16	107	118	△ 11	31.8	34.9	△ 3.1
	技術	Ⅰ	67	60	7	40	18	22	26	12	14	38.8	20.0	18.8
		Ⅱ	41	29	12	22	14	8	14	12	2	34.1	41.4	△ 7.3
		Ⅲ	46	48	△ 2	12	11	1	8	7	1	17.4	14.6	2.8
		小計	154	137	17	74	43	31	48	31	17	31.2	22.6	8.6
	Ⅰ類計		490	475	15	265	250	15	155	149	6	31.6	31.4	0.2
Ⅱ類	事務		31	42	△ 11	29	41	△ 12	24	33	△ 9	77.4	78.6	△ 1.2
	技術		12	22	△ 10	8	13	△ 5	8	11	△ 3	66.7	50.0	16.7
	Ⅱ類計		43	64	△ 21	37	54	△ 17	32	44	△ 12	74.4	68.8	5.6
合計			533	539	△ 6	302	304	△ 2	187	193	△ 6	35.1	35.8	△ 0.7

Ⅰ類（全部受験方式）

（単位：人、%）

種別	選考区分		受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C／A）		
			4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減
Ⅰ類（全部）	事務		178	175	3	90	89	1	51	59	△ 8	28.7	33.7	△ 5.0
	技術	Ⅰ	25	27	△ 2	8	5	3	4	4	0	16.0	14.8	1.2
		Ⅱ	23	16	7	12	8	4	9	7	2	39.1	43.8	△ 4.7
		Ⅲ	11	13	△ 2	2	2	0	1	1	0	9.1	7.7	1.4
		小計	59	56	3	22	15	7	14	12	2	23.7	21.4	2.3
	合計		237	231	6	112	104	8	65	71	△ 6	27.4	30.7	△ 3.3

Ⅰ類（免除受験方式）

（単位：人、%）

種別	選考区分		受験者数（A）			口頭試問進出者数（B）			合格者数（C）			合格率（C／A）		
			4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減	4年度	3年度	増減
Ⅰ類（免除）	事務		158	163	△ 5	101	118	△ 17	56	59	△ 3	35.4	36.2	△ 0.8
	技術	Ⅰ	42	33	9	32	13	19	22	8	14	52.4	24.2	28.2
		Ⅱ	18	13	5	10	6	4	5	5	0	27.8	38.5	△ 10.7
		Ⅲ	35	35	0	10	9	1	7	6	1	20.0	17.1	2.9
		小計	95	81	14	52	28	24	34	19	15	35.8	23.5	12.3
	合計		253	244	9	153	146	7	90	78	12	35.6	32.0	3.6

ウ　実施状況（免除者決定）

（単位：人、%）

		対象者数				免除者数				免除率			
		計	受験方式内訳			計	受験方式内訳			計	受験方式内訳		
			全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し		全部	分割	前倒し
		A	A1	A2	A3	B	B1	B2	B3	B/A	B1/A1	B2/A2	B3/A3
事　務		481	122	105	254	126	29	19	78	26.2	23.8	18.1	30.7
技術	Ⅰ	63	21	16	26	17	8	3	6	27.0	38.1	18.8	23.1
	Ⅱ	50	14	15	21	17	4	6	7	34.0	28.6	40.0	33.3
	Ⅲ	40	8	15	17	13	5	2	6	32.5	62.5	13.3	35.3
	小　計	153	43	46	64	47	17	11	19	30.7	39.5	23.9	29.7
合　計		634	165	151	318	173	46	30	97	27.3	27.9	19.9	30.5

注１　対象者数とは、受験者数から合格者数等を除いた数

２　全部とは、全部受験方式で筆記考査全てを受験し、合格にいたらなかった人

３　分割とは、分割受験方式で受験した人

４　前倒しとは、前倒し受験方式で受験した人

５　免除率は、小数点第二位以下四捨五入で算出

２　給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

給与は、情勢適応の原則（地方公務員法第14条）、均衡の原則（地方公務員法第24条第２項）及び職務給の原則（地方公務員法第24条第１項）に則して決定されるものである。例年、これらの趣旨を踏まえ、特別区職員給与等実態調査及び職種別民間給与実態調査を行い、公民較差を算出するとともに、国や他の地方公共団体の給与の実態を参考にして、給与等に関する報告、意見の申出及び勧告を行っている。令和４年は、10月11日に23区の各区議会議長及び区長に対し、一般職の特別区職員の給与等について報告及び勧告を行った。その概要は、以下のとおりである。

〔本年のポイント〕

月例給、特別給ともに引上げ

１　月例給
公民較差896円（0.24％）を解消するため、初任給及び若年層の給料月額を引上げ

２　特別給（期末手当・勤勉手当）
年間の支給月数を0.1月引上げ（現行4.45月→4.55月）、勤勉手当に割振り

◎　職員の平均年間給与は、約５万４千円の増

職員の給与に関する報告・勧告

Ⅰ　職員と民間従業員との給与の比較

１　職員給与等実態調査の内容（令和４年４月）

職員数	民間従業員と比較した職員		
	職員数	平均給与月額	平均年齢
56,612人	31,330人	378,512円	38.9歳

２　民間給与実態調査の内容（令和４年４月）

区分	内容
調査対象規模	企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所
事業所数	特別区内の1,111民間事業所を調査（調査完了692事業所）

３　公民比較の結果

○月例給

民間従業員	職員	差
379,408円	378,512円	896円（0.24％）

（注）民間従業員、職員ともに本年度の新卒採用者は、含まれていない

○特別給

民間支給割合	職員支給月数	差
4.56月分	4.45月	0.11月

４　本年の公民較差算出

本年の勧告に関しては、差額支給者を公民比較から除外して公民較差を算出する、一時的、特例的な措置を執り公民比較を行った結果、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差896円（0.24％）を解消するため、月例給を引き上げることとし、給料表を改定することが適当であると判断した。差額

支給者を除外しない場合の公民較差は△1,007円である。

5　差額支給

給料表の切替の際に特段の措置によって生じた差額支給者については、着実な解消を図るべきものである。しかし、差額支給者の人数は昨年４月１日時点の1,443人に対し、本年４月１日時点で1,147人、減少数は296人、任用面により差額支給が解消されたのは昇任者の38人で約13%に過ぎず、解消に向けての十分な措置が講じられたとは言えない状況である。任命権者においては、引き続き、差額支給の着実な解消に向けて、より一層の積極的な取組を講じられたい。

Ⅱ　改定の内容

1　給料表

(1)　行政職給料表（一）

・　初任給について、国や民間企業における初任給の動向等を踏まえて引上げ

	現行給料月額	改定後給料月額	改定額
Ⅰ類	183,700円	188,200円	4,500円
Ⅲ類	147,100円	152,100円	5,000円

・　初任給の引上げを踏まえ、若年層の職員にも一定の改善が及ぶよう改定

(2)　その他の給料表等

・　その他の給料表は、行政職給料表（一）との均衡を考慮した改定
・　再任用職員は、本年の給料表改定が若年層を対象としたものであることから改定なし

2　特別給（期末手当・勤勉手当）

・　民間における特別給の支給状況を勘案し、年間の支給月数を0.1月引上げ
・　支給月数の引上げ分については、民間の状況等を考慮し、勤勉手当に割振り
・　３月期末手当を廃止し、６月・12月期が均等になるよう配分（令和５年度から）

○管理職員以外の職員の支給月数

		令和４年勧告前	令和４年勧告後	令和５年度以降
期末手当	６月期	1.05　月	1.05　月	**1.2**　月
	12月期	1.1　月	1.1　月	**1.2**　月
	３月期	0.25　月	0.25　月	－
	計	2.4　月	2.4　月	2.4　月
勤勉手当	６月期	1.025　月	1.025　月	**1.075**　月
	12月期	1.025　月	**1.125**　月	**1.075**　月
	計	2.05　月	**2.15**　月	2.15　月
支給月数計		4.45　月	**4.55**　月	4.55　月

3　実施時期

・　月例給：令和４年４月１日　特別給：条例の公布の日

（参考１）公民較差解消による配分

給　料	諸手当	はね返り	計
747円	０円	149円	896円

（参考２）公民較差に基づく給与改定による平均年間給与の増加額（公民比較対象職員）

改定前	改定後	差
約6,286千円	約6,340千円	約54千円

人事･給与制度、勤務環境の整備等に関する意見

１ 人事・給与制度

⑴ 人材の確保

（特別区の魅力と役割）

・ 先進都市として進化し続ける東京の中核である特別区では、幅広い行政サービスを提供するとともに、地域と協働し、先進的でダイナミックな取組を展開

・ 魅力ある未来を創り出す力を持つ有為な人材の確保が必須

（人材確保をめぐる状況と採用制度の見直し）

・ 本年度の特別区職員採用試験・選考の申込者数は、大幅に減少。特別区が受験者の就職先として選択されるよう、不断に研究を積み重ね、採用制度を見直し

・ 技術関係職種は、多様で豊かな知識、技術、経験を持つ人材を確保するため、試験実施方法・内容をよりチャレンジしやすいものに変更

・ デジタル技術やデータを活用した区民の利便性の向上に対応できる人材の確保が急務。令和５年度秋の実施に向けて新たな採用試験・選考制度を検討

・ 就職氷河期世代を対象とする採用試験の継続に向けた準備。障害者を対象とする採用選考の年齢制限撤廃に係る制度の見直し

（採用ＰＲ等の戦略的な展開）

・ 特別区ならではの魅力を伝えるべく、対面及びオンライン双方の利点を活かし、ＰＲ活動を更に強化

・ 各区においては、独自のＰＲとともに、積極的なインターンシップの受入れ等の対応を検討することが必要

⑵ 人材の育成

（人事評価制度の適切な運用）

・ 人事評価制度は、地方公務員法に基づく、人事管理の基礎。制度の公平性や納得性を高め、任用・給与の面で更なる活用が必要

・ 一部の区で管理職員への本人開示や評価者研修が未実施。本人開示制度の整備とともに、評価者研修を早急に実施することが必要。昇任選考では、複数年度の評価結果を活用することで、選考の精度をより高めることが必要

（若年層職員の組織的かつ計画的な人材育成）

・ 将来にわたり質の高い区民サービスを提供していくためには、次代を担う若年層職員の昇任意欲を醸成するとともに、計画的な人材育成を行うことが重要

・ 研修等のＯｆｆ－ＪＴとＯＪＴの連動による相乗効果や、自己啓発等の更なる支援について進めていくことが必要。ＯＪＴにおいては管理監督職の役割も重要であり、職員の気づきを促し、モチベーションを向上させる指導が有用。他団体等への派遣研修等も有効な手段

（管理監督職を担う者の人材育成）

・ 多様な課題に的確に対応し、持続可能な区政運営の実現には、管理監督職による職員の人材育成や組織マネジメントが重要であり、計画的育成が必要

・ 管理職選考種別Ｉ類は、令和５年度からの役職定年制の導入を受け、より積極的な活用が必要。女性職員が管理職選考を受けやすい環境整備や、昇任意欲の醸成に向けて一層の取組が必要

・　種別Ⅱ類は、任命権者において、公平性及び公正性が担保された選考を実施し、的確な人材の確保がなされるよう留意

(3)　高齢層職員の能力及び経験の活用

・　高齢層職員が知識・経験を活かして活躍するとともに、その知識・経験を次代の職員に継承できるようにすることで、若年層を含めた全ての職員がその能力を存分に発揮できる環境を整えることが重要

・　国の検討状況等を注視し、高齢層職員の任用や給与といった処遇の在り方について、研究を継続

２　勤務環境の整備等

(1)　長時間労働の是正及び年次有給休暇等の取得促進

・　より良い区民サービスを実現するためには、職員が心身ともに健康で、ワーク・ライフ・バランスを実現し、やりがいや充実感をもって働ける職場づくりが不可欠。長時間の超過勤務が恒常的に発生している部署については、より一層、縮減に向けた不断の取組を進めることが必要

・　長時間労働の是正に向けて、ＩＣＴを活用した業務の効率化等とともに、臨時的な職員の応援、職員配置の見直し等、様々な対策を講じることが必要

・　教育現場の多忙化解消が喫緊の課題。意識改革とともに、業務負担の軽減や長時間勤務の是正に向けて、実効性を伴う対策が必要

(2)　多様で柔軟な働き方

・　テレワークの推進にあっては、より円滑にテレワークを実施するための環境整備を行うことで、希望する誰もが、端末一つで、どこでも仕事ができる環境となるような仕組みづくりが肝要。テレワークの活用拡大と同時にＩＣＴ活用による業務プロセス改善を図り区民サービスの向上に寄与

・　引き続き国の検討状況等を注視し、フレックスタイム制等の多様で柔軟な働き方に関する諸制度の導入や必要な規定の整備について、任命権者と連携を取りながら検討

(3)　仕事と生活の両立支援

（男性職員の育児休業の取得促進）

・　男性職員の育児休業の取得率は年々上昇し、国が掲げる30％の目標値を特別区全体としては達成している一方で、未達成の区がある。また、育児休業の取得期間は、女性職員の取得者より短期間

・　男性職員の育児休業取得の更なる向上を目指し、意識啓発等の取組により、希望する職員誰もが育児休業を取得しやすい職場風土を醸成していくことが必要

・　個々の職員のライフプランに合わせ、希望する期間・時期・回数を取得できるよう、育休代替等の弾力的な人員配置を行うなど、安心して育児休業を取得できる環境整備が必要

（不妊治療のための休暇の導入）

・　職員へ不妊治療のための休暇制度を周知し、理解促進に努めるとともに、プライバシーの保護に十分配慮しながら、安心して不妊治療のための休暇を取得しやすい職場風土の醸成が必要

(4)　メンタルヘルス対策の推進

・　多くの職員が、新型コロナウイルス感染症への対応に従事する中、メンタルヘルスへの影響を懸念

・　ストレスチェックの判定結果をセルフケアに活用するとともに、管理職は、組織のストレス傾向を踏まえて職場環境の改善を図ることで、メンタルヘルス不調を未然に防止

・　メンタルヘルス不調の兆候がみられる職員には、管理職から積極的に声掛けを行うなど、早期発見及び早期対応することが重要

(5) ハラスメントの防止対策

・ 各職員が研修を通じてハラスメントについて正しく理解し、自らの普段の言動を見返すなど、意識の向上に努めるほか、組織全体で問題意識を共有し、ハラスメント発生の兆候があった際には、組織の問題として迅速に対応することが重要

・ パワー・ハラスメント防止には、管理職の役割が極めて重要。職層研修を活用するなどして、対応能力の向上が必要

３ 区民からの信頼の確保

・ 職員による不祥事の発生は、区政に対する信頼を損なうばかりか、有為な人材の確保を阻害して、区民サービスの提供に影響。従来の不祥事防止策に加えて、公益通報制度が有効に活用される取組の強化が必要

・ 職員の意識啓発に取り組み、高い倫理意識や使命感のかん養を図るとともにコンプライアンス意識の高い健全な組織風土の維持に向けて不断の努力を重ね、もって、区民からの信頼を確保

３　勤務条件に関する措置の要求の状況

令和4年度中における新宿区の措置要求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの継続件数 A	3年度提起件数 B	完結件数　C	翌年度継続件数　A+B-C	備　　考
0	0	0	0	

４　不利益処分に関する審査請求の状況

令和4年度中における新宿区の審査請求の状況は、下記のとおりです。

前年度からの継続件数 A	3年度提起件数 B	完結件数　C	翌年度継続件数　A+B-C	備　　考
1	0	0	1	

新宿区の人事行政の運営状況（令和5年11月）

印刷物作成番号 2023-8-2310
令和5年11月発行
編集・発行　新宿区総務部人事課
〒160-8484　新宿区歌舞伎町1-4-1
電話　03-5273-4053（直通）
FAX　03-3209-9947

この冊子は、地球環境保全推進のため、再生紙を使用しています。